

大会プログラムの目次

・ 第 123 回大会の開催にあたって	2
・ 第 123 回大会実行委員会からのお知らせ	3
・ 大会プログラムの概要	4
・ 第 1 日 10 月 8 日 (土) のプログラム	5
・ 第 2 日 10 月 9 日 (日) のプログラム	10
・ 共通論題 報告要旨	11
・ テーマ別分科会 報告要旨	14
・ 自由論題 報告要旨	24
・ 幹事会・各種委員会・専門部会の開催案内	37
・ 交通アクセスのご案内	38
・ キャンパス・マップと託児施設	39

10 月 8 日の部屋割一覧表

	共北25	友南11	共北26	共北27	共北28	共北31	共北32	共北37	共北38
午前 9:30～ 11:30	書評分科会・第1 社会保障・社会 福祉		書評分科会・第2 海外の社会政策	テーマ別・第1 非正規雇用活用 の規定要因	自由論題・第1 高齢者・障がい 者	自由論題・第2 戦前期の社会運 動	自由論題・第3 年金		自由論題・第4 マクロ労働分析
午後1 12:50～ 14:50	テーマ別・第2 生活保護受給 「経験」者の実態 と自立支援の政 策評価	テーマ別・第3 日本社会政策論 史と故西村裕通 会員	テーマ別・第4 日中韓における 社会政策の受容 及び進化経路の 歴史的な検証	自由論題・第5 女性と就業	自由論題・第6 介護	テーマ別・第5 京都総評－60年 の歩みと新たな 取り組み	自由論題・第7 社会保障	自由論題・第8 地域と運動	自由論題・第9 教育とキャリア
午後2 15:00～ 17:00	テーマ別・第6 生活保護受給者 に対する新たな 就労・住宅・教育 支援	テーマ別・第7 東日本大震災が 人間の安全保障 としての社会政 策に問いかける もの	テーマ別・第8 変化する日韓の 福祉国家	自由論題・第10 就職と離職	テーマ別・第9 ひとり暮らし高 齢者の生活実態と 地域福祉活動の 課題	テーマ別・第10 安全運動の米日 比較－地域と家 族の視点から	自由論題・第11 社会的保護	自由論題・第12 組合運動	自由論題・第13 地域と産業

社会政策学会 第123回秋季大会の開催にあたって

京都大学実行委員会 久本 憲夫
今久保幸生

社会政策学会第123回秋季大会は「健康のための社会政策」を共通論題として、10月8日(土)および9日(日)の2日間にわたって京都大学・吉田キャンパスを会場として開催されます。前回、京都大学で社会政策学会の大会が開催されたのは1982年(第65回大会)であり、実に29年ぶりの開催になります。その時の共通論題は『「構造変動」と労働者・労働行政』でした。労働行政の各領域での意味についての報告を中心としたものであり、現代においても再び取り上げるべきテーマであるかもしれません。

さて、京都大学の特徴は「自由の学風」にあります。研究においては「研究の自由と自主を基礎」とし、教育においては「対話を根幹として自学自習」を基本としています。「自由」とは、単なる放任ではなく自主性の要請であり、自分の頭で考えることを求めます。そのため、京都大学出身者には一風変わった人材が多いという世評も存在しています。中心のキャンパスは、本学会が開かれます吉田キャンパスですが、それ以外に、工学系を中心とした宇治キャンパスと桂キャンパスがあります。

現在、一方では、不安定な雇用状況・非正規雇用の増加にとどまらず、新卒採用市場の弛緩による大学新卒者の就職活動の深刻化などの雇用問題、他方では少子高齢化の進展による社会保障システムの綻びなど、実に多くの社会問題がなかなか解決できないだけでなく、新たに日々生成しています。それだけに、社会政策学研究の重要性はますます高まっているといえます。是非、秋季大会にご参集され、分科会や共通論題等へのご参加に加えて、大会の場で研究課題を共有する学会員同士で大いに意見交換、情報交換をしていただきたいと思います。できるだけ多くの会員が参加し、熱心な議論が展開されることを心より期待しております。10月8日(土)、9日(日)に皆様とお会いすることを実行委員会一同、楽しみにしております。

最後になりましたが、開催にあたりご指導をいただいた社会政策学会幹事の皆様、企画委員会の皆様に心からお礼を申し上げます。

第 123 回(2011 年度秋季)実行委員会からのお知らせ

1. 事前振込について

9 月 20 日(火)までに大会参加費、懇親会費、弁当代を同封の払込取扱票にて振り込んで下さい。大会参加費の金額は、一般会員前納 2,500 円(当日 3,000 円)、院生会員前納 1,500 円(当日 2,000 円)です。非会員についても同様に参加費を支払っていただくことになっています。懇親会費は前納 5,000 円(当日 5,500 円)です。なお、会場の都合により、懇親会の当日申込をお受けできない場合もございますので、前納にご協力ください。

弁当代は 1,000 円ですが、土曜日は幹事会・各種委員会・専門部会参加者のみ対象、日曜日は全員を対象としております。なお、前納された参加費その他については払い戻しをいたしませんのでご了承ください。

2. 大会受付について

下記のように、大会受付を行います。大学構内地図(39-40 頁)にて場所をご参照ください。

10 月 8 日(土) 京都大学吉田南構内 吉田南総合館 1 階 Bell Lounge

10 月 9 日(日) 京都大学本部構内 法経済学部本館 1 階 法経第十一教室

3. 昼食について

8 日(土)には一般会員の弁当の手配はいたしません。本部構内のレストラン・カンフォーラ、西部食堂ルネ(39 頁参照)、大学周辺の飲食店、コンビニエンスストアなどをご利用下さい。なお、9 日(日)につきましては、大学構内の食堂はレストラン・カンフォーラ以外は休業、周辺の飲食店も休業が増えますので、幹事会等と同様の要領で弁当を用意いたします。同封の払込用紙にてお申し込みください。

4. 懇親会について

懇親会は本部構内の正門西側のレストラン・カンフォーラ(構内地図 39 頁参照)にて行います。京料理を取り入れたメニューをご用意し、皆様のご参加をお待ちしております。

5. 報告者のフルペーパー・レジュメについて

報告者は、9 月 26 日(月)~10 月 5 日(水)の間に到着するように、フルペーパーを実行委員長宛にお送りください。これ以降はご自身で当日持参してください。必要部数は、共通論題報告者は 400 部、テーマ別分科会報告者は 150 部、自由論題報告者は 100 部です。

＜送付先＞ 〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学大学院経済学研究科 久本憲夫 (Tel: 075-753-3461)

* 大会当日の印刷・増刷には応じられません。

6. パワーポイントの使用について

報告の際に Power Point の使用を希望する方は、9 月 26 日(月)午後 5 時までに、実行委員長・久本(hisamoto@econ.kyoto-u.ac.jp)宛に電子メールにて Power Point ファイルを添付でお送りください。件名には、お名前のほか「社会政策学会 Power Point」と入力してください。また、念のため、Power Point の発表データを USB メモリーにて当日ご持参ください。パソコンは実行委員会でご用意しますので、ご持参される必要はありません。

パソコンには Power Point Viewer を導入いたしますので、お送りいただきましたデータの当日の変更はできませんのでご了承ください。ファイル形式は Power Point 2003, 2007, 2010 に対応いたします。動画をご使用になる場合、Macintosh をご使用の場合は、ご自身のパソコンをお持ちください。

7. その他

大会期間中の託児施設を巻末でご案内しています。託児料が 1 日当たり 1 万円を超えた場合には超過分を実行委員会が負担いたします。大学構内は原則禁煙です。

社会政策学会第123回秋季大会プログラム

第1日 10月8日(土) 書評分科会・テーマ別分科会・自由論題

9:00～	受付・開場		吉田南総合館
9:30～11:30	書評分科会	第1: 社会保障・社会福祉	【共北25講義室】
		第2: 海外の社会政策	【共北26講義室】
	テーマ別分科会	第1: 非正規雇用活用の規定要因	【共北27講義室】
	自由論題	第1: 高齢者・障がい者	【共北28講義室】
		第2: 戦前期の社会運動	【共北31講義室】
		第3: 年金	【共北32講義室】
		第4: マクロ労働分析	【共北38講義室】
11:30～12:50	昼休み（幹事会、各種委員会、専門部会）		
12:50～14:50	テーマ別分科会	第2: 生活保護受給「経験」者の実態と自立支援の政策評価	【共北25講義室】
		第3: 日本社会政策論史と故西村裕通会員	【共南11講義室】
		第4: 日中韓における社会政策の受容及び進化経路の歴史的な検証	【共北26講義室】
		第5: 京都総評—60年の歩みと新たな取り組み—	【共北31講義室】
	自由論題	第5: 女性と就業	【共北27講義室】
		第6: 介護	【共北28講義室】
		第7: 社会保障	【共北32講義室】
		第8: 地域と運動	【共北37講義室】
		第9: 教育とキャリア	【共北38講義室】
14:50～15:00	休憩		
15:00～17:00	テーマ別分科会	第6: 生活保護受給者に対する新たな就労・住宅・教育支援	【共北25講義室】
		第7: 東日本大震災が人間の安全保障としての社会政策に問いかけるもの	【共南11講義室】
		第8: 変化する日韓の福祉国家	【共北26講義室】
		第9: ひとり暮らし高齢者の生活実態と地域福祉活動の課題	【共北28講義室】
		第10: 安全運動の米日比較—地域と家族の視点から—	【共北31講義室】
	自由論題	第10: 就職と離職	【共北27講義室】
		第11: 社会的保護	【共北32講義室】
		第12: 組合運動	【共北37講義室】
		第13: 地域と産業	【共北38講義室】
17:10～17:30	臨時総会		【共南11講義室】
17:40～19:40	懇親会	【本部構内 レストラン・カンフォール】	

第2日 10月9日(日) 共通論題：健康のための社会政策

9:00～	受付・開場		
9:30～11:40	共通論題	報告1: 過労死・過労自殺の現状分析と政策的対応 川人博(川人法律事務所)	本部構内 【法経第四教室】
		報告2: 職場におけるメンタルヘルス問題の構造と政策的課題について 松崎一葉(筑波大学)	
		報告3: 健康格差問題と社会政策 近藤克則(日本福祉大学)	
11:40～13:00	昼休み(幹事会、各種委員会、専門部会)		
13:00～14:10		報告4: ケアする人々の健康問題と社会的支援策 笹谷春美(北海道教育大学)	【法経第四教室】
		コメント 熊沢誠(甲南大学・名誉教授)	
14:30～16:30		総括討論	

第1日 10月8日(土) プログラム

◆書評分科会・テーマ別分科会・自由論題◆

9:30~11:30	午前の部	吉田南総合館
	<書評分科会・第1 社会保障・社会福祉> 【共北25講義室】 座長：土田武史(早稲田大学) 岩永理恵『生活保護は最低生活をどう構想したか—保護基準と実施要領の歴史分析』(ミネルヴァ書房) 評者：菊地英明(武蔵大学) 杉田菜穂『人口・家族・生命と社会政策—日本の経験』(法律文化社) 評者：川島章平(名古屋市図書館) 百瀬 優『障害年金の制度設計』(光生館) 評者：福島豪(関西大学)	
	<書評分科会・第2 海外の社会政策> 【共北26講義室】 座長：石井まこと(大分大学) 三富紀敬『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論』(ミネルヴァ書房) 評者：松本勝明(国立社会保障・人口問題研究所) 山崎憲『デトロイトウェイの破綻—日米自動車産業の明暗』(旬報社) 評者：篠原健一(京都産業大学) 石井聡『もう一つの経済システム—東ドイツ計画経済下の企業と労働者』(北海道大学出版会) 評者：枘田大知彦(法政大学)	
	<テーマ別分科会・第1> 【共北27講義室】 非正規雇用活用の規定要因 座長・コーディネーター：三山雅子(同志社大学) 報告1. 雇用形態別非正規雇用者比率の規定要因 中野諭(労働政策研究・研修機構) 前浦穂高(労働政策研究・研修機構) 報告2. 非正規雇用増加のメカニズム—スーパー2社の比較分析— 前浦穂高(労働政策研究・研修機構) 報告3. 登録型派遣労働者の仕事と賃金—職種・職務レベルと交渉力— 小野晶子(労働政策研究・研修機構)	
	<自由論題・第1 高齢者・障がい者> 【共北28講義室】 座長：阿部誠(大分大学) 報告1. 高齢者就業の国際比較—OECD諸国の類型化— 朴憲彬(同志社大学・院生) 報告2. 日本の高齢者福祉サービス供給システムにおける準市場メカニズムの導入時期 —準市場の「定義」と「要素」を手がかりとして— 李宣英(同志社大学・院生) 報告3. スウェーデンの知的障がい者雇用に関する一考察 柚山貴要江(兵庫大学)・田中博一(びわこ学院大学)	
	<自由論題・第2 戦前期の社会運動> 【共北31講義室】 座長：笹島芳雄(明治学院大学) 報告1. 安全運動と福祉国家 堀口良一(近畿大学) 報告2. 戦前期大阪南部における総同盟と企業別組合の関係 中村正明(大阪大学・院生) 報告3. 戦前日本の救貧制度の形成過程に関する考察—大阪社会事業連盟の活動を通して— 今井小の実(関西学院大学)	

	<自由論題・第3 年金> 【共北32講義室】 座長： 所道彦（大阪市立大学） 報告1. 自助努力型年金に見る老齢期の社会保障のあり方—英国・ドイツ・オーストラリアの事例から— 丸尾美奈子（早稲田大学・院生） 報告2. 年金教育をめぐる諸課題の考察 佐々木一郎（同志社大学） 報告3. 年金の財源調達の日中比較 于洋（城西大学）・青柳龍司（流通科学大学） <自由論題・第4 マクロ労働分析> 【共北38講義室】 座長： 浅生卯一（愛知東邦大学） 報告1. 雇用調整速度の日米比較分析 福田順（京都大学） 報告2. 実質賃金、労働生産性と労働市場政策 福島淑彦（早稲田大学） 報告3. 領域別社会支出が自殺率・出生率・経済成長に及ぼす影響 柴田悠（立命館大学・日本学術振興会特別研究員）
11:30～12:50	昼休み（幹事会、各種委員会、専門部会）
12:50～17:00	午後の部
12:50～14:50	<テーマ別分科会・第2> 【共北25講義室】 生活保護受給「経験」者の実態と自立支援の政策評価 座長・コーディネーター： 山田篤裕（慶應義塾大学） 報告1. 生活保護受給経験に関する調査概要 山田篤裕（慶應義塾大学） 報告2. 子ども時代の生活保護経験の履歴効果 駒村康平（慶應義塾大学） 報告3. 生活保護からの就労自立の分析 四方理人（関西大学） <テーマ別分科会・第3> 【共南11講義室】 日本社会政策論史と故西村裕通会員 座長： 玉井金五（大阪市立大学） コーディネーター： 中川清（同志社大学）・玉井金五（大阪市立大学） 報告1. 西村裕通一人と業績— 荒又重雄（北海道雇用経済研究機構） 報告2. 社会政策本質論争と西村理論 高田一夫（一橋大学） 報告3. 社会政策における生活論の課題—故西村会員の問題提起とその後— 中川清（同志社大学） <テーマ別分科会・第4> 【共北26講義室】 日中韓における社会政策の受容及び進化経路の歴史的な検証 座長： 武川正吾（東京大学） コーディネーター： 沈潔（日本女子大学） 報告1. 戦前・戦後日本の社会政策論における「日本型」をめぐる考察 富江直子（茨城大学） 報告2. 中国における社会政策の受容とその特徴 沈潔（日本女子大学） 報告3. 韓国における社会政策研究の歴史的進化経路と今後の課題 鄭武權（延世大学）

<テーマ別分科会・第5>	【共北31講義室】
京都総評—60年の歩みと新たな取り組み—	
座長： 五十嵐仁(法政大学)	
コーディネーター： 伊藤大一(大阪経済大学)	
報告1. 京都総評の60年	
佐々木眞成(合同繊維労働組合)	
報告2. 京都総評による地域ユニオン組織化の取り組み	
馬場隆雄(京都総評)	
<自由論題・第5 女性と就業>	【共北27講義室】
座長： 田中洋子(筑波大学)	
報告1. 育児休業取得後の復職率に関する分析	
西本 真弓(阪南大学)	
報告2. ダグラス＝有沢の法則の最近動向に関する考察—日韓比較分析を通じて—	
大沢真知子(日本女子大学)・金明中(ニッセイ基礎研究所)	
報告3. 出産と育児の負担が少子化に与える影響の日韓比較	
金秀炫(お茶の水女子大学・院生)	
<自由論題・第6 介護>	【共北28講義室】
座長： 佐藤 卓利(立命館大学)	
報告1. 家族政策に関する日本の研究動向と介護者の位置	
三富紀敬(静岡大学)	
報告2. 介護労働者であるワーカーズ・コレクティブメンバーの新たな特徴の兆候—A市NPO法人Kの事例分析から—	
橋本りえ(横浜国立大学・院生)	
報告3. 高齢者介護施設における多職種連携に係る実証的研究	
—介護老人保健施設における参与観察調査をもとに—	
工藤健一(東北福祉大学)	
<自由論題・第7 社会保障>	【共北32講義室】
座長： 森周子(佐賀大学)	
報告1. 失業保険・老齢年金の制度設計とE.E.ウィッテの思想	
加藤健(群馬工業高等専門学校)	
報告2. 雇用保険適用拡大の効果	
五石敬路(東京市政調査会)	
報告3. 日本と韓国における企業福祉の現状—雇用形態からみられる日韓の企業福祉の相異—	
姜英淑(東洋大学)	
<自由論題・第8 地域と運動>	【共北37講義室】
座長： 水野谷武志(北海学園大学)	
報告1. 地域福祉における多文化共生施策の課題—第二種社会福祉事業施設を事例に—	
山本崇記(日本学術振興会特別研究員)	
報告2. 日本におけるILO地域支部の活動—福岡県ILO協会を中心に—	
伊佐勝秀(西南学院大学)	
<自由論題・第9 教育とキャリア>	【共北38講義室】
座長： 居神浩(神戸国際大学)	
報告1. 新卒採用内定者の内定先企業に関する学び	
林祐司(首都大学東京)	
報告2. 技術者の「遊びの場」としての共同研究とその変容	
長谷部弘道(一橋大学・院生)	
報告3. 国内経営学系大学院での学習による能力の向上	
兵藤郷(リクルート・ワークス研究所)	

14:50～15:00 (休憩)

15:00～17:00

＜テーマ別分科会・第6＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【共北25講義室】

生活保護受給者に対する新たな就労・住宅・教育支援

座長・コーディネーター： 金井郁(埼玉大学)

報告1. 生活保護受給者への就労支援と就労実態
金井郁(埼玉大学)

報告2. 住宅支援を利用する生活保護受給者の実態に関する分析
岩永理恵(神奈川県立保健福祉大学)

報告3. 生活保護受給世帯の中学生に対する教育支援に関する分析
田中聡一郎(立教大学)

＜テーマ別分科会・第7＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【共南11講義室】

東日本大震災が人間の安全保障としての社会政策に問いかけるもの

座長・コーディネーター： 小笠原浩一(東北福祉大学)

報告1. 医療・福祉・介護領域を中心とする被災問題の現況と課題
小山剛(災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード／高齢者総合ケアセンターこぶし園)

報告2. 行政的に把握する被災問題の状況と復興構想への課題
笠間毅(仙台市震災復興本部震災復興室)

＜テーマ別分科会・第8＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【共北26講義室】

変化する日韓の福祉国家

座長： 矢野聡(日本大学)

コーディネーター： 金成垣(東京経済大学)

指定討論1： 田多英範(流通経済大学)

指定討論2： 鄭武權(延世大学)

報告1. 転換期を迎えた日本の福祉国家―「先発国のなかの後発国・後発国のなかの先発国」―
金成垣(東京経済大学)

報告2. 韓国における福祉政策と福祉政治―生産主義福祉レジームの進化―
崔榮駿(高麗大学)

＜テーマ別分科会・第9＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【共北28講義室】

ひとり暮らし高齢者の生活実態と地域福祉活動の課題

座長・コーディネーター： 中澤秀一(静岡県立大学)

報告1. ひとり暮らし高齢者調査と地域福祉活動
渡邊隆幸(新潟市中央区社会福祉協議会)

報告2. ひとり暮らし高齢者の生活実態と意識について―新潟市中央区の調査から―
小澤薫(新潟県立大学)

＜テーマ別分科会・第10＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【共北31講義室】

安全運動の米日比較―地域と家族の視点から―

座長・コーディネーター： 木下順(国学院大学)

報告1. 生活様式としての「安全第一」―セイフティ・マンによる「安全の福音」伝道―
上野継義(京都産業大学)

報告2. 安全運動にみる「家庭」イデオロギー―炭鉱主婦会による生活改善活動を中心に―
野依智子(国立女性教育会館)

＜自由論議・第10 就職と離職＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【共北27講義室】

座長： 鬼丸朋子(国学院大学)

報告1. 柔軟な勤務体制が女性の離職行動に与える影響―働き方と職務満足に着目して―
田中規子(慶應義塾大学)

報告2. 日本人留学生の就職事情
長峰登記夫(法政大学)

	報告3. 中国人技能実習生の日本滞在と離脱 坂幸夫（富山大学） <自由論題・第11 社会的保護> 【共北32講義室】 座長： 垣田裕介（大分大学） 報告1. ハンガリーの福祉レジームの変容―雇用・社会的保護政策の動向から― 柳原剛司（京都大学） 報告2. RSA制度におけるワinstoppサービスの実態―パリを事例として― 小澤裕香（鳥羽商船高等専門学校） 報告3. ワークフェアと福祉政治―カリフォルニア州の福祉実験― 小林勇人（日本学術振興会特別研究員） <自由論題・第12 組合運動> 【共北37講義室】 座長： 三山 雅子（同志社大学） 報告1. 労働者センターによる反スウェットショップ運動―サンフランシスコにおけるレストラン労働者の組織化― 山田信行（駒澤大学） 報告2. 大学生協事業の組織論的分析 仲田秀（法政大学・院生） 報告3. 職業訓練と労働組合―なぜ、日本の労組の関心・関わりは低いのか？ 高めるためにはどうしたらいいか？― 岩田克彦（職業能力開発総合大学校） <自由論題・第13 地域と産業> 【共北38講義室】 座長： 藤原千沙（岩手大学） 報告1. 繊維産業の構造的変化―中小企業の存立基盤を中心として― 唐澤克樹（法政大学・院生） 報告2. 児島繊維産業の現状と課題 永田瞬（福岡県立大学） 報告3. 地域における公共職業能力開発の役割についての一考察―地域経済活性化の視点から― 大矢奈美（青森公立大学）
17:10～17:30	臨時総会 【共南11講義室】
17:40～19:40	懇親会 【本部構内 レストラン・カンフォーラ】

第2日 10月9日（日）プログラム

◆共通論題◆ 健康のための社会政策

9:30～16:30 座長：田中洋子（筑波大学）・石井まこと（大分大学）

9:30～11:40 午前の部

	共通論題趣旨説明：座長 田中洋子(筑波大学)	本部構内
	報告1. 過労死・過労自殺の現状分析と政策的対応 川人博(川人法律事務所)	【法経第四教室】
	報告2. 職場におけるメンタルヘルス問題の構造と政策的課題について 松崎一葉(筑波大学)	
	報告3. 健康格差問題と社会政策 近藤克則(日本福祉大学)	

11:40～13:00 昼休み(幹事会、各種委員会、専門部会)

13:00～16:30 午後の部

	報告4. ケアする人々の健康問題と社会的支援策 笹谷春美(北海道教育大学)	【法経第四教室】
	コメント 熊沢誠(甲南大学・名誉教授)	
	総括討論	

健康のための社会政策

座長 田中洋子（筑波大学）・石井まこと（大分大学）

コメンテーター 熊沢誠（甲南大学・名誉教授）

<趣 旨>

近年、職場での働きすぎやストレスで心身の健康を損なう人々が増加する一方、低収入や生活の不安定さが健康状態を損なうなど、所得格差が健康格差につながっていることが指摘されている。社会の働き方の仕組みが、一人一人の健康のあり方を左右しているのである。

健康を失う状況は、個人の人生にも、労働市場にも、医療・社会保障制度にも大きな損失をもたらし、同時にそうした人々を支える社会的仕組みを要請している。OECD の"Sickness, Disability and Work"プロジェクトに見られるように、「働けない」状態の増大は世界的な問題となっているが、日本では働き盛りの過労自殺や低所得者の孤独死のように、より追い込まれた形としても表れている。

この共通論題においては、人々の健康状態が損なわれている状況—心身の弱くなった、十分に活動できない、ケアを必要とする状況—を取り上げ、社会のどのような仕組み・要因が健康のあり方に影響を及ぼしているのかについて、現状が抱える問題とそれがもたらされる社会的メカニズムの分析を行っていく。

それをベースとした上で、労働・医療・福祉・介護などさまざまな現場で、健康を支えるシステムをいかにつくっていくか、一人一人の健康のために社会政策は何ができるかについて、一步踏み込んで考えていきたい。

〔報告 1〕川人博（川人法律事務所）

過労死・過労自殺の現状分析と政策的対応

我が国における自殺者は、1998 年以降 13 年連続 3 万人を超える事態が続いている。この中には、業務に関連した労働者の自殺が相当数含まれている。警察庁統計では、勤務問題が動機・原因となっているのが約 2600 人とされている。他方、自殺事例の厚生労働省労災認定数は年間約 60～80 件にすぎない。労災の疑いのある自殺例でも、十分な調査分析がなされず、闇に葬られているケースが多い。報告では、第 1 に、業務上の過労やストレスが原因と思われる自殺<過労自殺>の実態について、最近の事例を中心に特徴を説明する。特に、20 代の労働者（女性を含む）の死亡例を報告する。長時間労働だけでなくハラスメントが原因となっている事例も報告する。

第 2 に、近時の過労自殺が、1980 年後半以降の過労死<脳・心臓疾患>問題とどのようにつながっているのか、相違点はあるのか、などについて分析をし、報告する。また、過労死、過労自殺が海外でどのように伝えられているかを報告し、あわせて、海外での類似の事象についても紹介する。第 3 に、上記と関連して 1980 年代と 2000 年代の労働現場の共通点と相違点について分析をし、報告をする。

第 4 に、過労自殺をなくすための方策について問題提起を行う。職場における労務管理のあり方、国家レベルでの社会政策のあり方、学校教育のあり方、医療のあり方などについて検討を加えたい。

【報告2】 松崎一葉（筑波大学）

職場におけるメンタルヘルス問題の構造と政策的課題について

うつ病患者数が 100 万人を超えた。うつ病は、本人の遺伝的素因や、ストレス耐性の弱さ、ストレス解消能力の低さなどの個人的要因だけで発症するわけではなく、経済的問題、家庭の問題、職場の問題など本人をとりまく様々な外的な環境要因が相まって発症する。したがって、うつ病の治療のためには、単に本人が、精神科機関でカウンセリングを受けたり、抗うつ薬を服用するだけでは治療効果が上がらない。専門治療とともに、発症の原因となった、本人を取り巻く環境要因を改善するべく、調整を行うことが必須である。

今回はその外的環境要因の中でも特に、職場の問題（過重労働や人間関係）に注目して、職場で発生する「うつ病」の発生メカニズムと疾病の構造について考えることにする。発表者は、精神科的問題の予防医学を専門としているので、うつ病の病態と原因を「個体要因と環境要因」に切り分けて正確に見立てていくこと、その上で、治療と支援のためのストラテジーを適切に立案していくことについて、事例を呈示して考察を深めていく。

「職場のうつ病」を予防して適切に治療していくためには、医師はどのような立場に関わるべきか？管理職はどのようなことに留意すべきか？人事労務担当者の役割はなにか？について、労働衛生に関わる社会システムの枠組みのなかで検討していく。

【報告3】 近藤克則（日本福祉大学）

健康格差問題と社会政策

日本でも健康を巡る格差問題が明らかになるにつれ、この問題への関心が高まり、本学会の共通論題に取り上げられるまでになった。一方、海外では、すでに 2000 年頃から問題として認知され、論議を経て、社会政策的な対応が試みられてきている。

本報告では、第 1 に、日本においても、横断調査におけるうつで約 7 倍、縦断調査における死亡率で約 3 倍にのぼるという健康格差の実態を、AGES（Aichi Gerontological Evaluation Study, 愛知老年学的評価研究）プロジェクトのデータをもとに明らかにする。

第 2 に学歴や所得、職業、生育歴など複数の「健康の社会的決定要因 (social determinants of health, SDH)」が、ライフコースを通じて累積され、健康格差が生まれるプロセスを紹介する。第 3 に、それらを踏まえると、保健医療政策の枠内では是正できる性格の問題ではなく、教育政策から雇用政策、所得保障施策まで広い範囲の社会政策による対応が重要であることを述べる。

第 4 に、このような実態や科学的根拠を踏まえて、WHO（世界保健機関）で論議が重ねられ、アデレイド宣言で唱われた“Health in All Policies”の考え方や、健康の社会的決定要因委員会勧告、WHO 総会決議、それらを受けて実際に行われている健康格差是正の取り組みなどを紹介する。最後に、以上を踏まえて、日本の社会政策（研究）の課題をまとめたい。

【報告4】 笹谷春美（北海道教育大学）

ケアする人々の健康問題と社会的支援策

介護者の多くは、様々な疾病やストレスを抱えていることが国内外の各種調査で明らかにされて久しい。介護者は「見えない患者」「第 2 の患者」と専門家からも呼ばれている。

ところで、私たちは、介護者であればそのような状態になることは当たり前で当然のこととどこか

で思いこんではいないだろうか。もしそうだとしたら、介護者の心身の健康状態への深い配慮と、この問題を解決することの社会的意義や具体的支援策への要求は必然化しない。

本報告では、第1に、介護者の健康状態の実態とその背景にある問題構造を最近の各種調査の再検討を通して明らかにする。介護者の健康状態はそれ自身単独に発症するものではない。何よりも要介護者の状態や介護時間と束縛の度合い、代替者の有無、ケアリング関係（続き柄やジェンダー関係等）、経済状況等との関連も深い。

第2に、介護者の健康状態が要介護者に与える影響に注目する。前者の健康悪化が要介護者の状態を悪化させ共倒れの連鎖が出現することは、様々な政策的観点からも予防せねばならない課題である。

第3に、そのためには、要介護者へのサービス充実とは相対的に独自の介護者それ自身へのケアが要求される。それは“介護者”としての生活のみならず、人々が各自の生涯を通してワーク・ケア・ライフバランスが保障されるべき包括的社会的支援策である。

最後に、具体的な介護者支援の中身を検討する。その際に、北欧福祉国家の中でいち早く法制定に踏み込んだフィンランドの親族介護支援法を参照し、日本の介護者支援のあり方に示唆する点を検討する。

テーマ別分科会報告要旨

テーマ別分科会・第1 非正規雇用活用の規定要因

座長・コーディネーター：三山雅子（同志社大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

本分科会は、非正規雇用活用の規定要因というテーマについて、3者による報告を行い、非正規化が進展する背景や非正規雇用の活用実態に関する現状を共有し、非正規雇用をめぐる様々な議論に役立てることを目的とする。

中野・前浦報告では、事業所を対象に実施したアンケート調査を基に、多様な雇用形態の活用を規定する要因を分析する。前浦報告では、スーパー2社の比較分析を通じて、非正規雇用の活用を促す仕組みを明らかにする。小野報告では、登録型派遣に関する調査を用いて、職種別賃金の視点から、職種内で形成される賃金格差が生ずる要因を探る。そのなかで非正規雇用活用の規定要因との接点を考察する。

【報告1】 中野諭（労働政策研究・研修機構）・前浦穂高（労働政策研究・研修機構）

雇用形態別非正規雇用者比率の規定要因

本報告は、多様な非正規雇用者の活用が進む現状を鑑み、事業所における正規及び非正規雇用活用の境界、つまり内部労働市場及び外部労働市場活用の境界を規定する要因を検証したものである。既存研究でも指摘されている通り、多様な非正規雇用の活用が進展する理由は、労働需要変動に対する雇用量の弾力的な調整、人件費や雇用保障コストを含むコスト削減、季節や繁閑に伴う業務変動及び業務の継続性、並びに必要な人材が確保できるかという労働力需給バランスなどが考えられる。本報告は、これらの要因のうちいずれが正規及び非正規雇用活用の境界、並びに多様な非正規雇用間における活用の境界を規定しているかを、労働政策研究・研修機構が2010年に実施した『多様な就業形態の従業員の活用に関する実態調査』の事業所データを用いて明らかにする。

【報告2】 前浦穂高（労働政策研究・研修機構）

非正規雇用増加のメカニズム—スーパー2社の比較分析—

本報告の目的は、スーパー2社を対象に、要員管理と総額人件費管理の観点から分析を行うことを通じて、非正規雇用（パートタイマー）の活用を促す仕組みを明らかにすることにある。小売業を取り囲む環境の厳しさは増すばかりであるが、このような経営環境のなかで、スーパー2社は、利益の確保を重視し、店舗にも利益目標を課すことを通じて、人件費の高い正社員数を削減しながら、非正規雇用の戦力化を図ってきた。つまり両社とも正社員を非正規雇用で徐々に代替してきたわけであるが、この動きのなかで、非正規雇用の職域の拡大がもたらされ、さらに上記の非正規雇用の戦力化の方針と相俟って、その動きは質的基幹化へと発展していったのである。これらが1つのサイクルを形成することによって、より一層パートタイマー比率の上昇に拍車をかけることとなった。その仕組みとはいかなるものか論じたい。

【報告3】 小野晶子（労働政策研究・研修機構）

登録型派遣労働者の仕事と賃金—職種・職務レベルと交渉力—

登録型派遣労働者の賃金は、緩やかな職種別の市場賃金相場で形成されている。派遣労働者の賃金および派遣料金は、毎年、派遣元が提出する労働者派遣事業報告から労働者派遣法の政令で定める26

業務について集計されているものの、これらは職種横断的であることから、職種別賃金としての把握が難しかった。そこで、JILPT では 2010 年に派遣労働者、派遣先事業所、派遣元事業所に対し調査票調査を実施し、46 の派遣職種についての賃金および派遣料金を聞いた。

本報告では、この 46 職種の賃金、賃金幅について観察し、職種内で形成される賃金差について分析する。派遣労働の賃金は、「職務（ジョブ）」の対価として支払われるため、職務が変化しない限り賃金も変化しない。職務はどのように変化し、賃金の変化を伴うのか。職務の変化は、職場内の正社員や他の非正社員との仕事の配分（ポートフォリオ）の問題も包含している。また、派遣先に対する派遣元の交渉力や派遣元に派遣労働者が個別に交渉することが、労働組合などの賃金交渉機能が存在しない中でどれほど賃金上昇に有効なのだろうか。

テーマ別分科会・第2 生活保護受給「経験」者の実態と自立支援の政策評価

座長・コーディネーター：山田篤裕（慶應義塾大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

経済停滞や家族の変化を背景とし、近年生活保護受給者が増加し、また保護率も上昇している。このような状況において、自立支援プログラム導入を中心とした生活保護改革が行われてきた。生活保護受給者を自立させることは、生活保護法の理念からも肯定されるが、もともと不利な状況に陥りやすい人々が生活保護を受けており、自立後も再び貧困となる恐れも指摘できる。

本分科会では、2011 年に実施されたインターネット調査を用い、過去に生活保護を受けた経験のある人々を対象とした調査結果を報告する。特に、就業支援を受けた者がその後、どのような就労状況にあるか、子ども時代に生活保護を受けていた受給経験者に実際に貧困の連鎖が生じているかどうか等を定量的に把握した上で、自立支援策の在り方等、政策課題について検討する。

【報告 1】山田篤裕（慶應義塾大学）

生活保護受給経験に関する調査概要

本報告では、生活保護受給経験に関する調査の調査設計及びその概要についての説明を行い、本調査により把握された生活保護受給経験者の特徴についての考察を行う。日本の社会保障制度は、社会手当が不十分であるため、社会保険と生活保護との「隙間」が大きいといわれている。生活保護受給者については、『被保護者全国一斉調査』などの大規模調査により把握されているものの、生活保護から退出後に、新たな生活困窮等の問題が生じていないか、すなわち安定的な経済的自立が達成されたのかどうかについて、これまで必ずしも十分な検討が行われてこなかった。そこで、現在、生活保護を受給していないものの、かつて生活保護を受給した経験をもつ人々の状況についての調査結果概要を報告する。生活保護受給経験者の学歴、就業、および貧困状況について、生活保護受給経験者の実態を明らかにする。

【報告 2】駒村康平（慶應義塾大学）

子ども時代の生活保護経験の履歴効果

生活保護受給世帯で育った子どもが再び生活保護を受給するという「貧困の連鎖」が指摘されている。実際に、福祉事務所単位の研究においては、子ども時代に生活保護を受給していた場合、成人後も生活保護を受給しやすくなっていることがこれまでの研究で確認されている。そこで本研究では、以下の 2 つの分析から、子ども時代の生活保護経験が、貧困の連鎖を生み出す要因について全国を対象とするデータに基づき、定量的分析により明らかにする。第 1 に生活保護を受給していた子ども時代の生活状況について、一般世帯との比較を行う。第 2 に子ども時代の生活保護の受給経験が、成人

後の経済状態および就労や生活保護に関する考え方についてどのような影響を与えるかについての分析を行う。

〔報告3〕 四方理人（関西大学）

生活保護からの就労自立の分析

近年、急速に「その他世帯」の生活保護世帯割合が上昇しており、就労可能な生活保護受給者が増加していると考えられる。就労可能な生活保護受給者は、自立支援プログラムの対象となり、生活保護からの就労自立が目指される。しかしながら、生活保護からの就労自立についての定量的な分析は少なく、どのような過程を経て自立に至るかについてこれまで必ずしも十分に明らかにされてこなかった。本研究では、被保護経験者について、生活保護からの退却理由別の退職行動について、保護の受給期間や就労支援の経験などが影響を与えているかについての分析を行うことで、生活保護からの自立についての分析を行う。

テーマ別分科会・第3（学会史小委員会）日本社会政策論史と故西村豁通会員

座長：玉井金五（大阪市立大学）

コーディネーター：中川清（同志社大学）・玉井金五（大阪市立大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

西村豁通会員は昭和20年代に華々しく展開された社会政策本質論争に颯爽とデビューし、その後長期間にわたって社会政策学会の発展に尽力された。いわば戦後の半世紀をまさに社会政策学会とともに歩まれたといつてよい。

本企画はそうした戦後社会政策学会の旗手の1人であった西村会員のひとと業績を振り返ることによって、20世紀後半期における日本社会政策学会の活動を可能な限り総括するとともに、21世紀の日本社会政策の針路を探ることに生かそうとするものである。

今日の社会政策学界を見渡すと、全体を包み込むような方法論的論争は沈滞しているように見受けられる。また、理論と現実の緊張関係といったものも希薄化してきているのではないか。こうしたときにこそ、西村会員が発してこられた熱いメッセージをもとに論じ合うのは実にタイムリーだといえるだろう。

〔報告1〕 荒又重雄（北海道雇用経済研究機構）

西村豁通一人と業績一

故西村豁通先生は東京大学経済学部の卒業。戦後の社会政策本質論争に新進論客として登場し、当時の学生たちに期待された縁で同志社大学に赴任して以後、労働委員会等で労働組合運動に寄与、大学紛争時代の大学運営に携わり、協同組合運動では早くからこれに参加、その理論活動を支援すべく『労働者福祉研究』誌の編集発刊に尽力するなど、一貫した人生を送られました。報告者は他のお二人との分業を意識して、ここでは社会政策学会の運営に先生がご自分の役割を果たされた事どもを証言します。労使の利害の対立する分野で自由な学問的論議を保障する術、地方部会を励まして秋の研究大会と叢書刊行を続けた熱意、テーマが労使関係論に限定されないようにとの気配り等。当学会は理論や方法を共有する組織であるよりは、社会労働問題を如何に解決すべきかとの課題意識でまとまっている組織です。この学会のそのような性格を形成することに、先生が果たした功績は大きいのです。

〔報告2〕 高田一夫（一橋大学）

社会政策本質論争と西村理論

社会政策本質論争は、わが国社会科学の貴重な遺産であり、社会政策本質論争は世界に類を見ない

わが国独自の理論的貢献である。労働力保全理論という大河内理論が提起され、それをめぐって活発な議論が行われた。1960年代以降議論は鎮静化してしまったが、なお現代的意義は少なくない。ただし、議論が消滅したのは大河内理論の組み立てに関する議論は少なく、社会政策の主体が国家(官僚)なのか労働運動なのか、といういささか本筋からずれた議論に終始してしまったからである。本報告では、社会政策のその後の展開を踏まえて、本質論争はどう展開されるべきであったのか、を論じたい。その中で、西村理論の位置を明らかにする。議論のポイントは、労働力保全理論があまりにも経済的な視点からしか組み立てられておらず、20世紀末になると矛盾が露呈したこと、それに代わる理論はどのように構築すべきなのか、という点にある。

【報告3】 中川清（同志社大学）

社会政策における生活論の課題—故西村会員の問題提起とその後—

1991年秋の第83回大会「社会政策学と生活の論理」において、生活論が共通論題として正面から取り上げられ、翌1992年秋の第85回大会「変化の中の労働と生活」では、故西村会員の「変化の中の『生活』と社会政策—生活の『市場化』の逆説をめぐって—」が報告されている。その後、2010年春の第120回大会「地域の生活基盤と社会政策」に至るまで、社会政策を論じる底流に、何らかの形で生活論が位置づけられてきた。

生活状態に目を移すと、かつての関心事であった生活水準は、すでに1990年以前からほとんど変化せず現在に至っているが、これは、日本の近代化以降、初めての経験である。しかも、生活水準が上昇しないことへの批判的な議論はほとんど見当たらない。生活論をめぐる環境は大きく変化したといわざるをえない。本報告では、このような現状をも踏まえて、1990年代以降の学会における生活論の大まかな系譜を振り返り、生活論の課題と可能性を考えてみたい。

テーマ別分科会・第4（日本・東アジア社会政策部会）日中韓における社会政策の受容及び進化経路の歴史的な検証

座長：武川正吾（東京大学）

コーディネーター：沈潔（日本女子大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

一般的に考えると、社会政策の概念や理論は、西欧近代国家の確立の契機に生成したもので、東アジア固有なものではなく舶来品と思われる。しかし、西欧の社会政策の理論が、東アジアに伝わってきた時にそれぞれの国の固有の思想・制度と出会い、そこからどのような受容と衝突、そして、それはどういうプロセスで展開されたのか、さらに日中韓の3カ国間に、制度・思想の連鎖や学ぶ効果などがあったのか、これは東アジアの社会政策の知的財産として明らかにする必要がある。この度、韓国の延世大学から特別ゲストの鄭武権教授を招聘し、以上の問題意識について日中韓三カ国の研究者の研究成果によって議論を深めていきたい次第である。

【報告1】 富江直子（茨城大学）

戦前・戦後日本の社会政策論における「日本型」をめぐる考察

日本の社会政策は、戦前・戦後を通じて、西欧の制度や理論を参照しながら形成されてきた。西欧の社会政策は日本における社会政策論のなかで、時代や場によって、時には追いつき実現すべき「近代」とされ、また時には乗り越えるべき「近代」とされてきた。そして、西欧近代との関係性を軸としながら、「個人」や「国家」や「コミュニティ」などの理念の日本におけるあり方をめぐる議論がくり返し語られ、語り直されていった。そうした議論のなかにしばしば登場したのが、日本社会の特

殊性や固有性を強調する言説である。本報告では、戦前・戦後の日本の社会政策論をこの「日本型」の意味づけに着目して分析し、社会政策の構想のなかで、日本の近代がいかなるものとして語られたかを考察する。

〔報告2〕 沈潔（日本女子大学）

中国における社会政策の受容とその特徴

中国の近代化は、欧米諸国の近代化に抵抗を示しながら模索してきたことが特徴である。社会政策の受容に関しては「近代化と中国伝統の衝突」、「中体西用」、「開国と鎖国の論争」という3つのキーワードから析出し、受容された社会政策の概念に特殊な性格があることが注目に値する。

本発表は、中国における社会政策の受容の経路及びその展開の経緯の中に現れた特殊性について考察する。

〔報告3〕 鄭武權（延世大学）

韓国における社会政策研究の歴史的進化経路と今後の課題

韓国の近代化は圧縮的で力動的な過程であった。産業化もまた福祉国家化もそれに相応する形で韓国的な特徴をもちながら展開されてきた。同様の意味で、社会政策研究の歴史的な発展経路も非常に独特である。本研究において、韓国の福祉国家形成・発展過程における知識基盤であった社会福祉あるいは社会政策研究の歴史的進化経路を、韓国的な脈絡のなかで分析し、その特殊性を診断・再解釈することによって、今後、広い意味における社会政策研究の学問的発展方向を提示する。

テーマ別分科会・第5（労働組合部会） 京都総評－60年の歩みと新たな取り組み－

座長：五十嵐仁（法政大学）

コーディネーター：伊藤大一（大阪経済大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

戦後労働運動史に大きな足跡を残した総評は1989年に解散した。しかし、総評の地方組織である京都総評は解散することなく現在も活動を続けている。

現在の京都総評は27の産業別労働組合と20の地域別労働組合を傘下に持ち、京都を代表するローカルセンターであり、上部団体として全労連と全労協に同時加盟するという非常に珍しい地方組織である。

社会政策学会第123回大会は京都での開催であり、この珍しい特徴もつ京都総評の活動家をお招きし、なぜ京都総評が残ったのか、当時にはどのような議論がなされたのか、などを報告してもらう。

さらに、京都総評は、2004年以降、新たな取り組みとして個人加盟の地域ユニオン運動に力を入れている。この運動が伏見ふれあいユニオンである。このユニオンは現在約250名を組織しており、「学生向け就職相談会」や「スキルアップに関する相談会」を開催するなど他の労働組合には見られない特色を持つ。この伏見ふれあいユニオンの活動報告やなぜこのような活動が必要とされているかについても報告してもらう。

〔報告1〕 佐々木眞成（合同繊維労働組合）

京都総評の60年

総評のローカルセンターとして組織された京都総評は1989年の総評解散後も活動を続け、現在に至っている。なぜ総評解散後も、ここ京都においては京都総評が残ったのか。さらに全国組織として全労連と全労協への同時加盟という選択をしたのかについて、当時の京都総評を取り巻く状況やどのような議論がなされたのかについて報告する。

〔報告2〕 馬場隆雄（京都総評）

京都総評による地域ユニオン組織化の取り組み

京都総評は2004年以来、個人加盟の地域ユニオン組織化に取り組んでいる。それが伏見ふれあいユニオンである。この伏見ふれあいユニオンがどのような活動を展開しているのか、なぜこのような個人加盟の地域ユニオンが必要とされているのか、などについて報告する。

テーマ別分科会・第6 生活保護受給者に対する新たな就労・住宅・教育支援

座長・コーディネーター：金井郁（埼玉大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

本分科会では、ある自治体で行われている生活保護受給世帯の自立に向けた新たな支援（就労・住宅・教育支援）について紹介し、その利用実態について検討を行う。それぞれの事業内容は次のとおりである。就労支援に関する事業は受給者の職歴等を踏まえて職業訓練を提供する。住宅支援に関する事業は、安定した地域生活を送るために生活支援の基本である住宅確保（特に無料定額宿泊所から民間アパート等への転居促進）を支援する。教育支援は、教育支援員による受給世帯の中学生の児童及びその保護者等に対する高校進学相談とボランティアによる学習支援をする。これら3事業の利用者データ等を用いて、生活保護受給者の自立に向けた新たな支援の方向性を検討したい。

〔報告1〕 金井郁（埼玉大学）

生活保護受給者への就労支援と就労実態

近年、生活保護受給者が急増しており、生活保護受給者への就労支援とその効果について、政策的にも研究課題としても関心が高まっているといえる。特に自立支援プログラムによる就労支援の実態や効果への注目は高い。先行研究では、福祉事務所単位の集計データから就労支援の効果を測定する試みもある。そこでは福祉事務所別の就労率や廃止率が分析対象であるが、本研究では支援事業の利用者個人のデータを用いることによって、生活保護受給者に対する就労支援の効果についてより細かな検討が可能となる。

具体的には、支援を受け就労した生活保護受給者の賃金、労働時間、雇用形態などの就労実態についてより詳細に分析する。その際、個人の年齢、学歴、世帯類型、病歴などを考慮して、被保護者の賃金の水準や労働時間の調整などの分析を行う。就労支援のあり方を検討するためには、このような生活保護受給者の就労実態を個人の属性に即して詳細に分析することが必要となろう。

〔報告2〕 岩永理恵（神奈川県立保健福祉大学）

住宅支援を利用する生活保護受給者の実態に関する分析

国が検討チームを設置し、議員立法が用意されるほどに社会問題化した無料低額宿泊所の運営は、マスコミ報道では耳を疑うほどの実態にあるが、現状では宿泊所の必要性が否定できないともされる。それは宿泊所増加の背景に、住宅、労働、社会福祉諸施策の矛盾があり、それらが解消されないという根本的問題がある。そもそも宿泊所入所者の多数が生活保護受給者であるのはなぜなのか、住宅の現物給付を例外とする生活保護法に照らして素朴な疑問が生じよう。

本報告では、生活保護受給者を宿泊所からアパートなどへの移行を促す住宅支援事業の利用者データにもとづき、宿泊所に入所していた生活保護受給者の実態を明らかにする。また生活保護受給者の属性、健康状態や就労状態とアパート移行への関連について検討する。

〔報告3〕 田中聡一郎（立教大学）

生活保護受給世帯の中学生に対する教育支援に関する分析

生活保護受給世帯の中学生の高校進学率は全世帯の平均との対比では低く、高校を卒業していないために、被保護世帯の子どもの就職が困難となることが考えられる。このようにして生じてしまう「貧困の連鎖」を防止するために、生活保護受給世帯における高校進学支援を行う政策が一部の自治体で行われるようになった。本報告では、中学校3年生を中心とした高校進学支援の利用実態や効果について、個人レベルのデータを用いて検証を行う。具体的には、実際の利用者データと報告者らが独自に行ったアンケート調査を組み合わせることによって、児童の基本的属性や教室の利用状況だけでなく、生活状況や学習意識なども考慮したうえで分析を行いたい。

テーマ別分科会・第7 東日本大震災が人間の安全保障としての社会政策に問いかけるもの

座長・コーディネーター： 小笠原浩一（東北福祉大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

2011年3月11日に発生した東日本大震災（地震、津波、原子力発電所事故ならびにこれに伴う避難生活や復旧・復興上の諸問題）は、災害急性期における生命・生存の確保に始まり経時で変化する生活インフラの順次確保や心身停滞の回避などに至る、災害危機時における「人間の安全保障」に関わる社会的行動・機能の課題性を鋭く顕在化させることになった。さらに、「復興」ビジョンや地域再生計画の中にそうした「人間の安全保障」を基本に置く新しい災害危機管理の仕組みをどのように構想化するかが課題になっている。

社会政策は広義の「人間の安全保障」を目標とし、もともと災害危機管理領域を組み込んでいるが、理論的想定をはるかに超える規模と深さで発生している今回の大災害に直面して、既存の理論の射程や政策臨床への適用可能性の問題を検証することが、今後の政策の基本的な方向付けとの関連でも必要になっている。

そこで、本分科会では、幹事会の意向を受けて学会としてはじめて3.11大震災を取り上げ、まずは、生じた事態がどのようなものであるのか、現段階での情報を整理・共有し、その上で、社会政策上の検討課題を整理することとする。本分科会は、2012年春の大会の共通論題につなぐ準備研究会としての位置づけを持つ。

分科会では、まず、異なる立ち位置の二名から現況と課題の報告をいただき、シンポジウム形式で、フロアからの参加を重視しながら、認識、課題の共有を図ることとする。

〔報告1〕 小山剛（災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード/高齢者総合ケアセンターこぶし園）

医療・福祉・介護領域を中心とする被災問題の現況と課題

災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバードは、医療福祉関係者が中心となった全国的な災害支援ネットワークとして、東日本大震災発生直後から被災各地に入り、医療、福祉、介護分野を中心に、必要物資の調達・配布、情報収集と対策調整を厚生労働省はじめ関係行政機関などとの協力のもと継続的に実施してきている。また、放射線専門家を擁する組織として、福島原発事故の被災者への相談支援に取り組んできている。

その中で把握されている災害問題の現況を、新潟県中越地震など過去の災害支援事例との比較を交えて、報告する。その上で、被災当事者の目線をソーシャル・アクションを通じて政策・制度形成につなげるという視点から、現段階で見えている課題について触れることとする。

〔報告2〕 笠間毅（仙台市震災復興本部震災復興室）

行政的に把握する被災問題の状況と復興構想への課題

仙台市は、沿岸部への津波と基本生活インフラの破壊、内陸住宅地域における崩落・倒壊等で大きな被害を受けた。また東北全域への輸送供給拠点としての機能や産業金融拠点機能を擁することから、広域的な視野での被災状況の把握や復興構想策定の早期策定を進めている。

その中心となる同市震災復興室で復興計画を所管する立場から、被災の現況把握と復興計画づくりにあたっての課題を報告する。とくに、社会的起業など民力の開発を伴う復興計画の推進という新しい自治行政手法との関連にも触れることとする。

テーマ別分科会・第8（日本・東アジア社会政策部会／国際交流委員会）変化する日韓の福祉国家

座長：矢野聡（日本大学）

コーディネーター：金成垣（東京経済大学）

指定討論1：田多英範（流通経済大学）

指定討論2：鄭武權（延世大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

20世紀末以来、日韓の社会政策研究の分野では活発な研究交流が行われ、そのなかで多様な研究成果が出されてきた。ところが近年、経済危機とそれによる貧困・格差問題の深化、また政権交代と政治的葛藤など、両国の社会政策をめぐる政治・経済・社会的状況は大きく変化しており、そのため新しい研究視点が求められている。また東アジア共同体や地域統合といった議論がすすみ、日韓の共通政策の必要性も台頭しつつある。このような状況をふまえ、2011年4月に日韓の社会政策学会では、学術・研究交流や共同研究をより積極的に推進するために、「日本・韓国における研究交流の推進に関する協定」を締結した。

本分科会は、同協定に基づく最初の研究報告である。これまでの研究成果をふまえ、今日大きく変化している両国の政治・経済・社会的状況と新しい政策的対応を明らかにすることを目的とする2つの報告から構成される。

〔報告1〕 金成垣（東京経済大学）

転換期を迎えた日本の福祉国家―「先発国のなかの後発国・後発国のなかの先発国」―

2008年の経済危機とそれを前後とする貧困問題の登場、そしてそれを背景にした2009年の政権交代とその後の政治的混乱、また2011年の3・11大震災など、ここ数年間つづいた一連の経済・政治・社会的な出来事のなかで、日本の福祉国家体制は大きな転換点を迎えるようになったと考える。現にいくつか重要な政策変化がみられているのも事実である。このような状況を背景にして、本報告においては、戦後日本で構築されてきた福祉国家体制を、西欧諸国とは異なる、また他の東アジア諸国とも異なる、いわゆる「先発国のなかの後発国・後発国のなかの先発国」として特徴づけたうえで、今日の転換期的状況をその特徴の連続性と不連続性のなかで分析しつつ、今後の方向性を明らかにすることを目的とする。

〔報告2〕 崔榮駿（高麗大学）

韓国における福祉政策と福祉政治―生産主義福祉レジームの進化―

本報告においては、これまで韓国の福祉国家を説明する最も代表的な理論である発展主義福祉国家（developmental welfare state）論と生産主義福祉レジーム（productivist welfare regime）論をべ

ースにしながら、戦後の李承晩政権から現在の李明博政権までの韓国の福祉政策／福祉政治の変化を分析し、今日の転換期的属性を明らかにする。分析の結果、韓国福祉国家の歴史的な変化については、生産主義から脱生産主義への進化、その進化の蓄積を通じた非公式福祉レジームから福祉国家レジームへの変化として説明し、今日の転換期的属性については、発展主義の遺産を内包した自由主義福祉レジームとしてとらえる。

テーマ別分科会・第9（社会保障部会）ひとり暮らし高齢者の生活実態と地域福祉活動の課題

座長・コーディネーター：中澤秀一（静岡県立大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

新潟市中央区は、ひとり暮らし高齢者の出現率（ひとり暮らし高齢者÷65歳以上世帯数）が、35.8%（平成21年9月末時点）で同市他区と比べ突出している（東区28.6%、西区27.2%、北区20.4%）。この現状は、東京の都市部（港区42.6%、千代田区35.7%）と同レベルのひとり暮らし高齢者出現率となっている。さらに中央区は、人口の転出・転入が多いため、社会的に孤立する可能性のあるひとり暮らし高齢者世帯が多いと考えられる。このような地域の現状において、ひとり暮らし高齢者に対してより効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的に調査が実施された（2010年6～7月、11月）。本分科会では、多様な生活状況にあるひとり暮らし高齢者の実態を明らかにし、そこからひとり暮らし高齢者にとって必要な制度、政策の課題を整理したい。

〔報告1〕 渡邊隆幸（新潟市中央区社会福祉協議会）

ひとり暮らし高齢者調査と地域福祉活動

調査は、民生委員の協力を得て、社会福祉協議会職員、新潟県立大学学生が参加して行われた。一次調査の有効回答数は1,159（回答率86.1%）であった。一次調査の結果を踏まえて「緊急時の支援者の有無」「近所づきあいの程度」を指標として、49ケースの訪問面接調査（二次調査）を実施した。これらの調査から新潟市中央区におけるひとり暮らし高齢者の実態を明らかにすることを目指した。従来の高齢者に対する調査では、「要支援」もしくは「要介護」の高齢者に対して必要なサービスをたずねるものが多く、高齢者全体の把握、「要支援」になるおそれのある人の傾向はつかむことは難しかった。高齢者の現状を把握することから、高齢者の自立を支援する取り組み、地域の組織化支援など地域づくりについて考えたい。報告では、社会福祉協議会として調査実施に至った経緯、地域の状況、いまの取り組みについて示したい。

〔報告2〕 小澤薫（新潟県立大学）

ひとり暮らし高齢者の生活実態と意識について—新潟市中央区の調査から—

調査の結果から、多様な高齢者の姿とひとり暮らし高齢者が抱える様々な不安がみられた。特に、二次調査は、家族や親族、近所の人との関係性を視点にして、ひとり暮らし高齢者の意識に迫った。そこには、経済的な事情、防災や防犯体制、買い物などの日常生活上の不安と、入院や介護が必要になったり、自身が亡くなったときなど将来的な不安について詳しく記されていた。なかには、親族や周りの人に「迷惑をかけたくない」という思いや、様々な理由で「いずれ施設に入所したい」という声が多くみられた。本報告では、このような意識の背景についてみていきたい。加えて、回答者全体の8.2%であった緊急時の支援者が「いない」人について、所得階層、近所づきあいの程度、生活上の困りごとなどから詳しく分析を深め、必要な支援について検討していきたい。

座長・コーディネーター：木下順（国学院大学）

◆テーマ設定の趣旨◆

日本で安全運動が始まったのは、アメリカ合衆国の Safety First Movement に倣い、1912年に古河鉱業で「安全専一」が唱えられてからだといわれる。奇しくも、百年後の今年、福島での原発事故の処理をめぐって安全衛生がきわめて深刻なかたちで問われている。

労働災害とその防止は、労働史において重要なテーマであるが、その重要性に比して研究者は内外ともに少ない。幸い、本学会には何人かの専門家がおられる。そこで、アメリカの安全運動を研究してこられた上野継義会員と、日本の炭鉱業における安全運動を社会教育史・ジェンダー史の観点から研究された野依智子会員に、ご報告をお願いすることにした。

お二人は異なる視点から安全運動にアプローチしてこられた。それぞれの実証研究を踏まえた対話から、家族や地域を視野に入れた日本とアメリカの労働史の諸断面が浮き彫りになると思われる。

報告者を2人とし、コメンテーターを立てたうえで、さまざまな国を研究されている方々からの質問やコメントも得て、安全運動の歴史について考えたい。

【報告1】上野継義（京都産業大学）

生活様式としての「安全第一」―セイフティ・マンによる「安全の福音」伝道―

アメリカの安全運動は、U.S. スティールの一子会社の取り組みに起源を有するが、シカゴ地域の大企業に雇用された安全管理者たち（セイフティ・マンと呼ばれた）と彼らが中心となって設立した全国安全協議会が運動の普及に精力的に取り組んだことと、1910年以降各州で相次いで制定された労働者災害補償法によって安全対策が半ば強制されたことから、1913年には「安全第一」は国民的なスローガンとなった。

米国の安全運動のおおきな特徴のひとつは、この運動が社会運動として展開し、「工場内ばかりか、路上、学校のなか、さらには家庭内へも入り込」むようになったことである。なぜこのような様相を呈することになったのであろうか？ その理由は多岐にわたるが、本報告では、企業の事故防止活動に協力した訪問看護婦協会や地元の小学校やキリスト教会の働きを視野に入れることによって、安全運動がコミュニティの活動として組織され、人々の生活様式の一部になるよう期待されていたことを明らかにしてみたい。

【報告2】野依智子（国立女性教育会館）

安全運動にみる「家庭」イデオロギー ―炭鉱主婦会による生活改善活動を中心に―

近代の筑豊炭鉱では、1928(昭和3)年の鉱夫労務扶助規則改正による女性鉱夫の坑内労働禁止を契機として、炭鉱の女性鉱夫が雇用労働からいわゆる「主婦」としての位置づけに変容した。本報告は、その変容過程において、「家庭」、「主婦」などのイデオロギーがどのように女性鉱夫や鉱夫家族に浸透したかを安全運動の成立・発展を通して明らかにする。

炭鉱の安全運動は1927(昭和2)年頃から導入され、炭鉱主婦会によって取り組まれた。それは、「安全は家庭より」というスローガンに象徴されるように、鉱夫家族の家庭生活に密接に関わりながら展開した。つまり、妻（女性鉱夫）に家庭円満や家族の衛生・健康に留意し、夫の労働環境を整えなければならないという「主婦」役割が求められたのである。安全運動はこうした「主婦」や「家庭」というイデオロギーを媒体として展開した。

さらに、安全服製作のためのミシン内職は解雇された女性鉱夫の失業対策であると同時に、機械化によって解雇された女性鉱夫が、安全運動を通して機械化を補完する意味もあった。

自由論題 報告要旨

自由論題・第1 高齢者・障がい者

座長： 阿部誠(大分大学)

【報告1】 朴憲彬(同志社大学・院生)

高齢者就業の国際比較—OECD 諸国の類型化—

少子高齢社会の諸問題に対して多くの国で高齢者就業促進・保護を目的とする政策・支援が増えつつある。これまで、高齢者就業に関する多くの先行研究は、就業および引退に関する要因を多様な視点から分析したものは多いが、海外諸国の状況に関しては内容の紹介や国ごとに研究者が異なるなど全体の流れを分析し国際比較を行ったものはあまり見当たらない。それは、エスピン・アンデルセンの脱商品化や階層化などといった共通の指標がないため、国際比較をする上で必要な共通の指標がないためと考えられる。

今回の報告では、高齢者就業を軸とした国際比較研究を行うために、国際比較を行う上での共通の指標を提案しながら対象国を類型化することを目的とする。そのために、高齢者の就業・引退に影響を及ぼす要因の整理分析を通して得られた指標を用いて、OECD 加盟国 28 カ国の類型化をする。さらに、その結果と従来の福祉レジーム論との比較分析を行う。

【報告2】 李宣英(同志社大学・院生)

日本の高齢者福祉サービス供給システムにおける準市場メカニズムの導入時期

—準市場の「定義」と「要素」を手がかりとして—

本研究は、日本の福祉サービス供給体系において、準市場メカニズムの導入時期を 2000 年の介護保険制度の施行とみなしている見解に対して、再検討を行うことが目的である。準市場といえる必要条件である「定義」と「要素」を分析基準とし、福祉サービス供給の歴史上、それらの要素がいつから存在していたのかについて論証している。特に、準市場の定義を「財政と供給の分離」ととらえている見解に着目して、介護保険制度施行の前から分離されていたことを根拠とし、その以前にすでに準市場メカニズムが機能していたと示している。大きく三つの時期に区分しているが、1960～1970 年代に準市場メカニズムが「形成」され、1980～1990 年代には「定着」、そして 2000 年介護保険制度をきっかけとして「拡大」されたことを明らかにする。

【報告3】 杉山貴要江(兵庫大学)・田中博一(びわこ学院大学)

スウェーデンの知的障がい者雇用に関する一考察

スウェーデンの障がい者雇用促進施策に、100%政府出資の Samhall 社における保護雇用がある。Samhall 社は、一般雇用の困難な障がい者に就労機会を設け、約 2 万人の障がい者を雇用している。当社は使用者団体 Almega に加盟し、LO(労働組合)と労働協約を締結し、賃金、労働時間その他の事項について 3 年毎に交渉して協約の改定を行っている。

協約では、最低賃金を定め、就労に応じて賃金を決定し、それに障害手当を連動させる仕組みになっている。本報告は Samhall 社の経営と労働協約の実態を中心に、障がい者雇用のルールを明らかにし、さらに一般雇用への移行や障がい者専門の職業安定所の活動実態を通してスウェーデンの障がい者雇用政策の現状と課題について考察する。

自由論題・第2 戦前期の社会運動

座長： 笹島芳雄(明治学院大学)

〔報告1〕 堀口良一(近畿大学)

安全運動と福祉国家

1917年(大正6年)に本格的に始まる日本の安全運動と政府の福祉行政担当部署の設置との関連に着目し、安全運動が誕生した歴史的・思想的背景を明らかにする。

安全第一協会(最初の安全運動団体)が発足した1917年に始まる安全運動は、労働災害防止運動を中心に、工場労働者を職場の災害から守り、また市民生活において交通事故を防ぐなどの社会的取り組みとして展開した。また、その年は政府の福祉行政の起点とも重なっている。実際、1917年に中央省庁に初めて設置された福祉行政を管轄する部署である内務省地方局救護課は、初代課長・田子一民のもとで、軍事救護のみならず、生活保護、労働、健康、保険など幅広く福祉行政を担う拠点となり、厚生省(現在の厚生労働省)へと発展する。

本発表では、具体的に論点を掘り下げるために、安全運動において最も重要な役割を果たした蒲生俊文を手掛かりに、安全運動と福祉国家の相互連関について論じる。

〔報告2〕 中村正明(大阪大学・院生)

戦前期大阪南部における総同盟と企業別組合の関係

—総同盟泉南地方協議会と大阪陶業労働組合を事例として—

泉州は、明治期以来、全国有数の紡績・織物業が盛んな地方であった。大正期において総同盟組織が誕生し、やがて全国でも数少ない地方組織の一つとして「泉州連合会」が結成されたが、総同盟第1次分裂の中で消滅した(評議会に移行)。

昭和期に入り、地元にとっては異業種ともいえる新規立地の高圧碍子製造会社の職工によって、企業別組合である「大阪陶業労働組合」が結成された。さらにそれが主体となって総同盟「泉南地方協議会」が創立され(「連合会」を除き、全国唯一の地方組織)、総同盟地方組織の再興が果たされた。以後、戦前期において、両者は安定した組織を維持しつつ、上下関係にありながら、車の両輪のように相携え、時には一心同体となって、多くの労働争議に関与するなど積極的な活動を展開した。その結果、泉南地域においては、他の系統が付入る隙がないほど総同盟は労働運動のイニシアティブを握る状況にあった。

〔報告3〕 今井小の実(関西学院大学)

戦前日本の救貧制度の形成過程に関する考察—大阪社会事業連盟の活動を通して—

恤救規則改正の機運が高まる昭和初期、内務省は英国の救貧法の経験から、対象別に対応する理想的な分化的救貧制度と、現実的な総合的救貧制度の何れの路線で行くか、模索していた。結果、後者が選択され、救護法が制定されるが、その対象の制限性ゆえに、その後、前者の代表的法律の児童扶助法も母子保護法として制定されることになる。この時期の救貧制度の形成過程は、福祉国家揺籃期という視点から見て極めて重要であり、その日本独自の歩みは戦後の社会保障の在り方にも継承されている。しかしこの間の状況については未だ明確にされているとは言い難い。実は、内務省の政策にも一定の影響を与えた大阪社会事業連盟では、当時、研究部の各部会で救貧法と児童保護制度の在り方について検討し、政策提言を行っていた。本報告では、連盟の雑誌『社会事業研究』の記事からその状況と内務省の反応を明らかにし、海外の動向も併せて検討することで、日本の公的救貧制度の形成過程を相対化したい。

自由論題・第3 年金

座長： 所道彦(大阪市立大学)

〔報告 1〕 丸尾美奈子(早稲田大学・院生)

自助努力型年金に見る老齢期の社会保障のあり方—英国・ドイツ・オーストラリアの事例から—

年金制度に占める賦課方式部分の割合は減少傾向にあるものの、依然として多くの国で賦課方式を提供している。しかし、加盟国は新しいハイブリッド型、即ち、公的年金と私的年金あるいは賦課方式と積立方式、任意方式と共生方式の組み合わせなど、新しいポートフォリオを年金制度に導入しているのも事実である。

英国では、2002 年にステークホルダー年金を導入したが、補助金の仕組みがないこと、元本保証がついていなかったこと、低収益から販売会社が乗り気でなかったことなどから、それほど、加入は進まず、2012 年にステークホルダーに代わる NEST といったデフォルトファンドを組み込み、国民・事業主・国といった 3 者の強制拠出を義務付ける新たな老後保障の仕組みを導入しようとしている。

各国（英国・ドイツ・オーストラリア）で取り入れている自助努力型年金を見ながら老齢期の社会保障のあり方について考えていきたい。

〔報告 2〕 佐々木一郎(同志社大学)

年金教育をめぐる諸課題の考察

わが国の年金制度は、主に、その時々々の勤労世代がそのときどきの高齢世代を支えるというしくみをとっている。そのため、若年層を中心とする年金未納は、年金制度の根幹を揺るがす大きな社会問題の 1 つである。若年層の年金未納については、給付と負担の世代間不公平が一因であるとも考えられるが、一方で、年金知識不足や年金制度に対する誤解から生じていることも考えられる。厚生労働省の調査結果からも、年金未納者は年金納付者よりも年金知識が低いことが示されている。

そのため、年金未納問題の解決の切り札として、学校教育現場で年金教育を行い、年金知識を提供することが有効かもしれない。だが現状では、わが国の学校教育において、体系的な年金教育は殆ど行われていない。

本研究では、実際に教育を担う教師サイドに着目し、年金に関する教師の知識・意識・指導力に焦点を当てるなど、学校教育現場で年金教育を浸透するうえでの課題と対処策について考察する。

〔報告 3〕 于洋(城西大学)・青柳龍司(流通科学大学)

年金の財源調達の日中比較

日本および中国の社会保障制度、特に公的年金における財源調達方法について、その方法の変化をめぐる日中の共通性と異質性を論じる。

経済成長が著しい中国においては、1980 年代以降のいわゆる「一人っ子」政策の結果、日本より急激な少子高齢化が進展すると今後予想されている。日本の社会保障改革は、貴重な参考例となる。たとえば、蘇州工業園區と東北三省で行われている社会保障改革では、両者は対照的な財政方式を採用している。蘇州工業園區では完全積立方式の財政方式、東北三省では賦課方式を採用している。

日中両国では社会保障改革が喫緊の課題となっており、制度に内在する問題点や改革の背景を比較検討する。年金制度の財源調達の方法に焦点を絞って、分析しようとする研究自体が少ないことから、本報告で論じる機会を得たい。

自由論題・第4 マクロ労働分析

座長： 浅生卯一(愛知東邦大学)

〔報告1〕 福田順(京都大学)

雇用調整速度の日米比較分析

日本はアメリカと比べて雇用調整速度は遅いと言われてきた。理由の1つとして日本企業では経営者が労働者を解雇するメリット、および労働者が企業を自主的に退職するメリットいずれも乏しく、結果として長期安定雇用慣行が成立していたことが考えられる。しかしながら、近年では雇用調整を行う企業も増加しており、その結果として雇用調整速度が加速した可能性がある。これらの理由として、経済成長率の低下、および間接金融中心の資金調達構造に変化が生じたことが考えられる。

この分析では部分調整モデルの枠組みをもとに、Arellano と Bond が提唱した2ステップのGMM推定を行い、日本とアメリカの雇用調整速度の比較を行う。データを時期によって分割して分析することによって、特に1990年代後半以降、日本の雇用調整速度がどのように変化したのか、アメリカと比較する形で確認する。

〔報告2〕 福島淑彦(早稲田大学)

実質賃金、労働生産性と労働市場政策

本研究の目的は、1990年以降の日本の労働生産性と実質賃金の上昇率が他のOECD諸国と比べて著しく低いことに着目し、その要因をスウェーデンの労働市場政策を検証することによって探ることである。OECD(OECD stat)のデータによれば、1995年と比較した2008年の日本の労働生産性は約18%上昇したに過ぎない。2008年の実質賃金に至っては、1995年比で1%程度減少している。これに対して、日本と同時期にバブル経済の崩壊を経験しているスウェーデンでは、2008年時点の労働生産性は1995年比で35%も向上し、2008年の実質賃金は1995年比で63%も上昇している。つまり、1995年から2008年にかけてスウェーデンの労働生産性は日本の約2倍の上昇率を達成し、実質賃金に至っては比べられないほど上昇したのである。バブル経済崩壊後のスウェーデンの経済政策、特に労働市場政策が労働生産性及び実質賃金の上昇にどのように寄与したのかを探ることが本研究の目的である。

〔報告3〕 柴田悠(立命館大学・日本学術振興会特別研究員)

領域別社会支出が自殺率・出生率・経済成長に及ぼす影響

社会政策は、その国の自殺率・出生率・経済成長に対していかなる影響を及ぼすのか。自殺率・出生率・経済成長の規定要因に関する先行研究では、社会政策の全体または一部領域の効果しか分析されておらず、「他領域による影響を除去した領域別の効果」が分析できていない。そこで報告者は、現在入手できる限りのデータでその分析を行った。主な仮説は①「自殺率に対して積極的労働市場政策支出※と公的住宅支出と公的高齢者支出が負」、②「出生率に対して出産育児支援支出が負※で積極的労働市場政策支出が正」、③「経済成長に対して生活保護等支出と障害補償支出が正」(※は既存仮説、他は関連理論から新たに演繹)、方法は最新の先行研究で用いられているダイナミック・パネルモデル(固定効果推定と一般化積率法推定)、データはOECD24ヵ国1980～2007年の国レベル・パネルデータを用いた。分析の結果、仮説①～③が有意水準5%で支持された。今後は追加データによる追試などが望まれる。

自由論題・第5 女性と就業

座長： 田中洋子(筑波大学)

〔報告1〕 西本真弓(阪南大学)

育児休業取得後の復職率に関する分析

我が国では、出産・育児と就業の両立を可能にするため、1992年に育児休業法が実施され、育児休業制度が導入された。この導入によって、育児休業の取得が促され、取得率が上昇したことから、育児休業法の実施は両立可能性を高めるという点で評価されるだろう。しかし、育児は育児休業取得後に終了するというものではない。休業取得後においてもある程度の期間、継続的に行わなければならない。重要なのは、育児休業取得後も両立を可能にする制度や政策を提供することである。

そこで本研究では、継続就業を希望して育児休業を取得したが、職場復帰せずに辞めていく従業員がいることに着目し、育児休業取得後の復職率の実証分析を行う。厚生労働省が実施した『雇用均等基本調査』の個票データを用い、予定通り職場復帰を果たせる従業員が多い企業の職場環境や、導入している育児支援策などを明らかにし、休業取得後にスムーズに職場復帰するための制度や政策を探ることが本研究の目的である。

〔報告2〕 大沢真知子(日本女子大学)・金明中(ニッセイ基礎研究所)

ダグラス＝有沢の法則の最近動向に関する考察―日韓比較分析を通じて―

ダグラス＝有沢の法則は、既婚女性の労働供給を予測する際のもっとも重要な法則であるだけでなく、日本の社会政策に大きな影響を与えてきた。ダグラス＝有沢の法則に影響を及ぼすのは、妻の学歴や市場賃金率であり、夫の所得の変化である。労働供給理論では、ダグラス＝有沢の第1法則は所得効果、第2法則は代替効果と呼ばれる。経済の発展（経済のサービス化）とともに、第2法則が強くなっていくことについては共通しているものの、第1法則（所得効果）の大きさは各国の社会制度に大きく依存して違いがみられる。

日本では、1980年代の始めまでは夫の所得と妻の有業率のあいだにあきらかな負の関係がみられるが、その後はこの関係が弱まり、2000年になると相関がみられなくなったという実証研究もあらわれる。一方、労働市場が急変していると言える韓国ではまだこれに関する研究が十分行われていない。

本論文では、このようなダグラス＝有沢の第1法則の弱まりは、どのような経済環境の変化によってもたらされているのだろうか。そして、日本や韓国の社会にどのような意味をもっているのだろうかを把握するための実証分析を行い、その事実を明らかにしたい。

〔報告3〕 金秀炫(お茶の水女子大学・院生)

出産と育児の負担が少子化に与える影響の日韓比較

少子化が世界的に進んでいる中、日本と韓国は、その中でも急速に進んでいる国であり、女性の労働力率はM字型で、改善があまり見られない。女性が労働市場に参加することは、生活の領域が家庭と職場と分離されることを意味し、仕事と育児を両立する必要がある。こうした現状では、女性は男性よりも仕事と育児の負担を感じるだろう。本研究は内閣府の「少子化に関する国際比較調査」(2005)を用い、日韓の少子化の原因を出産と育児の負担に着目して性別及びコーホート別に分析を行う。

分析の結果、日韓とも出産と育児の負担が少子化の要因として影響を与えており、負担の程度は、韓国が日本より強い。詳細をみると、男性より女性が、中高年より若年層が負担を感じている。こうした結果の理由としては、韓国は育児に対し経済的な負担が強い要因である。また、男女別には性別役割分業意識が、コーホートには子どもの年齢及び働く時間が影響を与える。

座長： 佐藤卓利(立命館大学)

〔報告1〕 三富紀敬(静岡大学)

家族政策に関する日本の研究動向と介護者の位置

家族政策に関する日本の研究は、殆んどの場合に出生率の低下を念頭に行われ、家族政策に関する狭い定義を拠り所にする。こうした研究が、日本の直面する出生率の低下を考えるならば一定の意味を持つと推測される。しかし、家族政策に関する 1940 年代初頭からの古典的な名著はもとより国際的にもしばしば引用される外国文献の不正確な理解を伴い、スウェーデンと共に家族政策の母国と賞賛されるフランスが、2006 年の家族会議を経て家族政策の再定義を行い、介護と介護者支援を含めて広い定義を公式に採用している事態等を考えるとき、日本における研究の限界も忘れることなく指摘しなければならない。

本報告は、日本における家族政策研究の問題点を家族政策に関する古典的な名著を含む外国文献とフランス政府の公式見解等に照らして検討しようとするものであり、併せて社会政策研究者による家族政策研究が、諸外国の常識とはあまりに異なって著しく乏しいことについても指摘するものである。

〔報告2〕 橋本りえ(横浜国立大学・院生)

介護労働者であるワーカーズ・コレクティブメンバーの新たな特徴の兆候

—A 市 NPO 法人 K の事例分析から—

現在、介護保険事業は多元的な主体によって供給されている。女性の介護労働者の多くは、営利組織と非営利組織のいずれかに所属している。本発表では、NPO 法人、なかでも、ワーカーズ・コレクティブ（以下、WC と略す）という運営形態をとっている非営利組織を分析の対象とする。WC とは、出資・労働・経営が一体化した労働者による協同組合である。そもそも、そのような WC に対して、先行研究では、主婦層、かつ配偶者が高収入世帯という女性たちによって選好される点が指摘されてきた。しかし、A 市にある NPO 法人 K という介護保険事業所へのインタビュー調査から得られた質的データと量的データ（一ヶ月の全メンバーの平均労働の対価）を分析することにより、以下のような知見が得られた。すなわち、WC で働くメンバーの新たな特徴の兆候である。具体的には、WC メンバーの内、子育て期女性においては、経済的動機が強い傾向が見られた。これは、ボランティア精神により活動してきた、従来の WC メンバーに対する指摘とも異なる点である。本発表では、一組織を事例に、介護労働を通じて変化した、WC メンバーの特徴を報告したいと考える。

〔報告3〕 工藤健一(東北福祉大学)

高齢者介護施設における多職種連携に係る実証的研究

—介護老人保健施設における参与観察調査をもとに—

高齢者介護施設においては、計画的・組織的にも突発的にも様々なかたちで多職種連携が行われている。先行研究では、看護と介護の連携など、隣接する専門領域を中心的な対象として、職種間連携の重要性が主張されるとともに、実態調査も蓄積されてきている。

これに対し本報告は、介護組織をひとつの経営体としてみたときに、サービスの質を決める重要なアクターである利用者・家族の視点からみて様々な場面で実態的に生じている「連携」を分析枠組に加えることが重要であるという問題意識を有している。具体的には、看護—介護といった専門隣接領域に留まらず、栄養・調理部門や事務部門といった比較的分業体制が確立していると認識されている部門も分析対象に含めて連携のあり方を議論することが重要だと考えている。

そこで、本研究では、高齢者介護施設における具体的な多職種連携の場面について参与観察調査を

実施し、その結果をもとに、介護組織における連携のあり方について事例実証的な議論を展開したいと考えている。

自由論題・第7 社会保障

座長： 森周子(佐賀大学)

〔報告1〕 加藤健(群馬工業高等専門学校)

失業保険・老齢年金の制度設計とE.E.ウィッテの思想

国際的な福祉国家的プログラムの本格的な展開は、ドイツやイギリスなどの先進国に見られたが、アメリカではニューディール期の1935年の社会保障法をもって成立したと見なされている。その成立過程に深く関与し「社会保障の父」と呼ばれた人物にエドウィン・E・ウィッテがいる。

すでに1910年代から州レベルで提案されてきた様々な社会保障制度に関する構想は、1929年の大恐慌を契機として、ニューディールの社会保障法という連邦レベルの制度の厚い下地となったと考えられる。ウィッテは、経済保障委員会を取り仕切る中で、多様な構想を取捨選択しながら、あくまでもアメリカにおいて実行可能なプランの模索を試みた。

本報告では、ウィッテの失業保険と老齢年金に関する見解を取り上げ、その思想的背景を内在的に理解することを目的とする。このことにより、アメリカの社会保障制度に見られる大恐慌前後の思想的な連続性や断続性を明らかにする。

〔報告2〕 五石敬路(東京市政調査会)

雇用保険適用拡大の効果

1999年4月及び2010年4月、雇用保険の適用範囲として雇用見込みが1年以上とされていたところ、31日以上に拡大された。本報告では、その効果を実証的に検証する。指標としては、全就労者に対する雇用保険加入者の比率、全失業者に対する基本手当実人員の比率(受給率)等を用いる。適用拡大に関わらず、受給率は2010年以降、低下を続けている。本報告では、その要因が長期失業者の急増であることを示し、労働フロー分析により、その背景を検討する。全失業者に占める長期失業者(失業期間が1年以上の失業者)の割合は、1990年代初頭に20%以下であったが、リーマンショック前には30%まで増加し、さらに直近では40%を超えた(岩手、宮城、福島を除く)。雇用保険の制度上、長期失業者は雇用保険を受給することができない。適用範囲拡大の対象者は非正規労働者と考えられるが、長期失業者の属性はこれとはかなり異なっており、対策としても異なったアプローチが必要とされる。

〔報告3〕 姜英淑(東洋大学)

日本と韓国における企業福祉の現状—雇用形態からみられる日韓の企業福祉の相異—

世界的に経済不況が広がっている近年において、企業は存続のために絶えない努力を注いでいる。そのなかで、企業福祉に関する意識や現状はどう変わっているのか。

日本では、企業福祉の終焉などが取上げられている状況もあり、企業福祉に関する意識変化がみられていると思われる。また、他国よりも社会保障と企業福祉の関係性が深いものにも関わらず、社会保障や社会福祉への関心や意識は高まりつつも、企業福祉に関する関心や意識はこれに比例していないと思われる。そのうえ、企業福祉に関する研究もあまり活発にされていないのが現状である。

一方、韓国では、生活水準の向上とともに社会保障や社会福祉への関心が高まりつつ、企業福祉に関する意識や関心も変わってきている。

この発表では、日本と韓国における企業福祉の現状を知った上に、両国の雇用形態からみられる企業福祉における相異点を取り上げ、それぞれの国における企業福祉の現状や特徴を取上げたいと思う。

座長：水野谷武志(北海学園大学)

【報告1】山本崇記(日本学術振興会特別研究員)

地域福祉における多文化共生施策の課題—第二種社会福祉事業施設を事例に—

長年、在日朝鮮人集住地域で第二種社会福祉事業を行ってきた施設 A を事例に、現代における多文化共生の課題を考えるのが本報告の目的である。在日朝鮮人の民族性を保障し、民族差別を解消するという目的を持った民族団体や社会団体が多く活動してきた京都市 X 地区に位置するキリスト教系社会福祉施設 A は、「在日」であることを理由に特別な事業をするのではなく、地域住民を対象に隣保事業を行い、さらに、スラム改善運動の拠点となってきた。X 地区には都市部落が隣接し、それぞれにルーツを持つ住民が混住していることもあり、部落問題・民族問題を捨象してしまう訳ではないが、社会福祉を「地域」に照準化することで、スラム改善運動に寄与してきたのが施設 A の特徴である。新たに「地域・多文化交流ネットワーク促進事業」(2011 年 7 月)を行政から委託されるにあたって、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの中継地点にもある第二種社会福祉事業が、幅広い「市民」向けに行う「地域」福祉の実践に伴う課題を検討したい。

【報告2】伊佐勝秀(西南学院大学)

日本における ILO 地域支部の活動—福岡県 ILO 協会を中心に—

かつて日本では、いくつかの道府県に ILO の地域支部が置かれていた。それらは地域の政労使やシンクタンクなどとの協力の下、労使対話の場の提供や労働問題の調査研究、また夏期労働大学の開講や講演会・セミナーの開催といった啓発活動などに一定の役割を果たしてきた。しかし福岡県 ILO 協会が 2004 年 3 月に活動を終了したのを最後に、ILO の日本国内での地域活動には終止符が打たれ、現在に至っている。

その軌跡を資料的に跡づけることは、地域労働政策の今後を考える上で重要である。にも関わらず、その実態については資料の乏しさもあって意外と知られていない。また、当事者や第三者による活動の事後評価も筆者の知る限り、全く行われていない。

そこで本報告では福岡県 ILO 協会を中心に、会報『ILO ふくおか』などの資料や関係者の証言などを元に、ILO の日本地域支部の沿革や往時の活動などを紹介・評価し、ILO の知られざる一面に光をあてたい。

座長： 居神浩(神戸国際大学)

〔報告1〕 林祐司(首都大学東京)

新卒採用内定者の内定先企業に関する学び

本研究では、大手製造業X社の新卒採用内定者を対象に実施したアンケート調査の結果をもとに、新卒採用内定者の内定先企業に関する入社までの学びについて検討する。筆者の知る限りこれまでのわが国の研究では、採用内定者や新入社員が企業に参入するさい、どのような段階を経て社会化されていくのかは比較的検討されてきたのに対し、彼らが企業について具体的にどのようなことを学ぶのかは、実証的な検討がなされてこなかった。そこで本研究ではまず、組織参入時の新人の学びに関する海外の研究をレビューし、新人の会社に関する学びについて明らかにされてきたことを確認する。その後、大手製造業X社において新卒採用内定者を対象に実施したアンケート調査を用い、内定者が会社に関して学んだことを測定する尺度を構成する。そして、会社に対するコミットメントや会社に対して感じる期待にどのように影響するのかを計量的に検討する。

〔報告2〕 長谷部弘道(一橋大学・院生)

技術者の「遊びの場」としての共同研究とその変容

日本の半導体の技術革新の準備期である 1960～70 年代は、ユーザー企業とベンダー企業との共同研究や、競合同士を含むトップ企業間の共同研究によって、各企業の技術水準が全体的に向上し、その後の国内の同質的競争や 1980 年代後半の世界市場への台頭の足場が築かれた時期であった。しかし 1990 年代以降はこうした共同研究によっても事業は好転しなかったことを考えると、単に 1970 年代の成功を歴史的な文脈から位置付けただけでは、共同研究と事業とを繋ぐメカニズムを十分説明できない。また、先行研究は技術者の主体的行動とそれを規定しうる構造のメカニズムを説明することに必ずしも重きを置いていない。本論ではこうした技術者の共同研究の説明として、組織内で創造的行為を許容する「遊び」という概念を用い、R.Stones の内部構造化理論に着想を得つつ、技術者の主体的役割を説明する。またこれを踏まえて 1990 年代以降の技術者の設計行為の「場」の変容を歴史的に説明する。

〔報告3〕 兵藤郷(リクルート・ワークス研究所)

国内経営学系大学院での学習による能力の向上

経済のグローバル化がより一層進み、より高度な能力を持つグローバル人材が求められている。高等教育を終えた人材を、企業はグローバルに活躍できるように育成しているが、グローバル化の加速により、求められる能力のレベルが一段と高まっている。グローバル人材を育成する方法の1つとして、日本企業は社員を主に欧米の MBA に派遣してきたが、このような育成方法を取れるのは、資本に余裕のある大手企業に限られる。また社内研修、OJT、配置転換といった方法を通じて、今現在もグローバル人材を企業は育成してきたが、未だグローバル人材の不足は課題である。そこで、今こそ改めて企業は高等教育と一体的に、グローバル人材の育成に取り組むことを再考する必要性が出てきているのではないだろうか。その必要性を検証するために、国内経営学系大学院における社会人の能力の向上の効果に注目し、大学院の卒業生への調査を実施した。結果、大学院での能力向上を実現した者が多く、それは行った学習方法によって、その効果が異なることが分かった。

座長： 鬼丸朋子(国学院大学)

【報告1】 田中規子(慶應義塾大学)

柔軟な勤務体制が女性の離転職行動に与える影響―働き方と職務満足に着目して―

本研究の主な目的は、日本における女性の離転職行動を規定する要因を探求することである。この目的を達成するために、本稿では、従業員の平均勤務時間、フレックスタイムや裁量労働制など柔軟な働き方を推奨するような制度の導入の有無、また、個々人の職務満足を中心に、女性の離転職行動を説明しようとするものである。女性の離転職行動に関する研究は、これまで数多くの知見の蓄積がある。樋口（2003）は、女性の就業行動（離職・継続就業）の変化について、社会制度（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）、年齢効果、世代効果、時代効果、景気変動の効果も加えながら、女性の離転職行動を論じている。樋口（2003）によれば、社会的制度（男女雇用機会均等法や育児・介護休業法）は、女性の継続就業を促す効果が一定程度見られることを指摘している。社会制度が女性の就業制度に影響を与えるのであれば、企業が選択的に導入する制度（ここでは、フレックスタイムや裁量労働制）も女性の就業継続を促す上で重要な規定要因になり得るのではないかという仮説の下で、本研究では、実働勤務時間の平均値や個々人の仕事の満足度も考慮し、女性の就業行動を予測しようとするものである。

【報告2】 長峰登記夫(法政大学)

日本人留学生の就職事情

これまで海外に留学した日本人学生の日本企業への就職について、ほとんど知られてこなかった。背景には、日本の企業が日本の大学卒業を応募資格にして、海外に留学した学生たちを採用しなかったということがある。また、採用しても、高卒扱いにしたり、通訳や翻訳、海外との連絡要員として使うだけで、日本人大卒と同じ役割が期待されていなかった。その結果、留学経験者たちの多くは転職して会社を離れていった。

そうした日本企業の慣行に変化が生じたのは 1980 年代半ば以降のことである。海外進出とともに日本の企業にも国際化が求められるようになると、人材の国際化も課題とされるようになった。そうしたなかで海外への留学生が注目されるようになり、はじめて新卒の定期採用の対象になってきた。

本報告では、日本人留学生の日本企業への就職をめぐる 1980 年代以降の変化をみながら、日本企業の国際化の一端を明らかにする。

【報告3】 坂幸夫(富山大学)

中国人技能実習生の日本滞在と離脱

中国人技能実習生の日本での在留期間は中国人に限定されている訳ではないが、3 年間である。しかし東日本大震災は東北地方を中心に、主に女子の帰国を早めた。彼女らの帰国は、地震の被害とは別個に製造業や農業、漁業を中心に打撃を与え、再建は困難を極めた。

本報告は富山県を中心に技能実習生の受け入れ機関の活動や受け入れ企業での生活をみた後、主に新潟県を中心に多く発生した中国人技能実習生の帰国について取り上げる。帰国は多くは彼女らの祖父母の呼びかけによってなされた模様であるが、帰国の理由、中国での生活、日本への再度の来訪希望の有無、帰国しなかった人々への思いを質問し、合わせて彼女らを受け入れていた企業のその後も調査する。

最後にそうした状況の中で生じる東アジアの地域的統合への影響について、若干の検討を行う。

座長： 垣田裕介（大分大学）

〔報告 1〕 柳原剛司（京都大学）

ハンガリーの福祉レジームの変容－雇用・社会的保護政策の動向から－

ソ連・東欧での社会主義体制の崩壊により、資本主義と社会主義の体制間競争は実質的に終了した。その後、市場を重視する見方が広まった一方で、資本主義の多様性論や福祉レジームの類型論など、多様性を前提とした議論が大きく発展している。本報告では、多様性論や類型論の成長の契機の一つでもありながら、まだ十分にその議論の中に位置づけられていない、体制転換後に市場経済化、欧州統合への接近を行った旧東欧諸国のハンガリーの福祉レジームの変容について論じる。

具体的には、「時期尚早の福祉国家」（Kornai, 1992）とその寛大な水準を批判されつつも、社会主義時代に「労働を起点とする国家的生活保障システム」（小森田, 1998）を構築していたハンガリーの福祉レジームが、1989 年以降の市場経済化、更には欧州統合への接近によりどう変容したのか、とくに近年の EU の政策調整の動向との関係を重視しつつ雇用・社会的保護・包摂分野の制度改革の動向から論じる。

〔報告 2〕 小澤裕香（鳥羽商船高等専門学校）

RSA制度におけるワンストップサービスの実態－パリを事例として－

2008 年、フランスにおける現役世代を対象とした最低生活保障制度の RMI は、20 年の幕を閉じ、RSA へ改変された。この改変の目的の 1 つは、受給者の就労への参入を促進することにある。そのために、参入支援の実施体制を強化している。たとえば、県参入プログラムの実施をより効果的なものとするため、参入支援諸機関が連携「協定」を締結することになった。こうした連携を重視した参入支援体制の全体像を捉えた上で、パリ地区に限定した運用実態について実態調査を踏まえた検討を行う。パリでは、原則 RSA 受給者の参入支援を円滑に行えるように、各区にワンストップサービス（les espaces insertion：参入スペース）の拠点を置いている。各ワンストップサービスの拠点には、受給者の状況に応じて選択可能な諸サービスがそろっており、同時にソーシャルワーカーや職業安定所のアドバイザーや弁護士など権限を持った人を常時駐在させている。本報告では、受給者と地域の社会資源がどのように結び付けられているのかに焦点を当ててその実態を明らかにしたい。

〔報告 3〕 小林勇人（日本学術振興会特別研究員）

ワークフェアと福祉政治－カリフォルニア州の福祉実験－

再編期の福祉国家において様々な福祉改革のアイデアが提起されているが、再編期の福祉政治が制度の明確な廃棄や置換をもたらすのは一般的ではない。にもかかわらず、アメリカではワークフェアというアイデアが公的扶助制度の廃棄・置換という抜本的な制度再編に結び付いた。この要因について、本報告では、1980 年代以降のカリフォルニア州の福祉改革の事例をもとに考察を行う。

具体的には、第一に、福祉改革のアイデアの一つであるワークフェアが普及する一般的な条件を整理する。第二に、分権化とともに進展したアメリカの福祉改革を分析するための分析視角を提示する。第三に、カリフォルニア州の福祉改革について GAIN プログラムをもとに分析する。第四に、アイデアをまず実験的なプログラムとして実施し、その成果を活用して改革を推進するという、福祉実験を通した福祉政治に注目しながら、同州が連邦の改革に与えた影響について考察する。

自由論題・第12 組合運動

座長：三山雅子（同志社大学）

〔報告1〕山田信行（駒澤大学）

労働者センターによる反スウェットショップ運動

ーサンフランシスコにおけるレストラン労働者の組織化ー

いわゆる「社会運動ユニオニズム」の台頭に伴って、労働組合とは異なる組織による労働者の組織化と支援運動が注目されてきた。この報告では、報告者による現地調査に基づいて、アメリカ合衆国サンフランシスコ市におけるチャイナタウンにおいてレストラン労働者の組織化を進める労働者センターが実施した、労働者の実態調査と組織化活動について検討したい。本報告では、ネオ・ポランニー主義の主張、すなわち市場原理主義への対抗として労働力の「脱商品化」を志向する運動が拡大する可能性があるという主張を批判する文脈から、ここで対象とする運動が「労働力の商品化」、換言すれば、資本主義的な関係を徹底する性格をもつものであることを確認したうえで、レストラン調査とそれを通じた労働者の組織化について紹介する。そのうえで、この運動の背景となっている理念と、運動を制約する地域的要因（チャイナタウンにおける権力関係など）について明らかにしたい。

〔報告2〕仲田秀（法政大学・院生）

大学生協事業の組織論的分析

筆者は、大学生協に勤務し、学生・教職員組合員の力を組織に生かす組織分野を中心に担当してきた。そして、組織が生み出す力強さを痛感した。そこで、事業組織である個別大学生協の発展のあり方に焦点をおいて、キーとなるものは何かを検討したい。

大学生協の経営に関する議論は1980年代の福武直から始まり、90年代、2000年代と続く。それらは、大学生協経営の特質、外的変化との関係、ガバナンス論（統治の理論）、ステークホルダー論（関係性の理論）からの接近である。

大学生協は協同組合であって、自主的民主的な組織として、組合員組織の自発的エネルギーを受容可能な、意思決定機構を持っている。そこで、組織社会学を活用して、大学生協を論ずる。そして、大学生協が「未来における成長可能な組織」として存在し続けるための政策提言を行う。

〔報告3〕岩田克彦（職業能力開発総合大学校）

職業訓練と労働組合ーなぜ、日本の労組の関心・関わりは低いのか？

高めるためにはどうしたらいいか？ー

欧州諸国では、労働組合が職業訓練に積極的に関与している。職業訓練あるいは技能資格の認定は賃金決定のベースであり、団体交渉における前提事項となっている。そのため、労使交渉の場において、訓練機会の増大（訓練休暇や職業訓練費）につき交渉されることが多い。国の政策決定にも、意見をいうだけでなく、職業資格の構築や訓練カリキュラム作成等に積極的に関与している国が多い。それに対し、日本では、新規学卒を企業が一括採用し、企業内の訓練、とくにOJTにより従業員の技能養成が行われる。日本の労働組合リーダーは、技能養成は、日本企業の人事システムの根幹で、組合が関与すべき分野ではない、すなわち経営側の専権事項であり、政策面で政府へのロビー活動をすれば十分と考えている者が多いようだ。こうした労組活動の問題点と改善策を検討したい。

自由論題・第13 地域と産業

座長： 藤原千沙（岩手大学）

〔報告1〕 唐澤克樹（法政大学・院生）

繊維産業の構造的変化—中小企業の存立基盤を中心として—

日本の繊維産業は高度経済成長期以降、生産高の減少や生産拠点の海外シフト、消費者ニーズの変化やライフスタイルの多様化などによって構造的変化が生じている。繊維産地といわれる地域では、こうした構造的変化にどのように対応し、地域産業とそれを構成する中小企業の存立基盤を確保するかが大きな課題になっている。

以上を踏まえ、本報告では、日本有数の繊維産地である岡山県倉敷市児島地域を事例として、現代における繊維産業の構造的変化を明らかにするとともに、地域産業という視点から、繊維産業とそれを構成する中小企業の存立基盤をどのように確保するかについて考察する。

〔報告2〕 永田瞬（福岡県立大学）

児島繊維産業の現状と課題

グローバル化する日本経済の下で、輸出主導型経済発展モデルに代わる新たな持続可能な経済モデルの構築が求められている。とくに、国内消費の低迷や若年層の雇用の不安定化が深刻化する日本では、中小企業や地域の若年層が主体となる地域経済の現状とその持続可能性を検証することは焦眉の課題である。本報告では、繊維産業の関連企業が多く集積する岡山県倉敷児島の事例をもとに、地域の持続可能な発展の可能性を検討する。具体的には、①高度成長期以降、斜陽産業化する日本繊維産業の展開を整理し、②学生服・ジーンズなど新たな製品開発が根付く児島の歴史を検証しつつ、③児島の繊維企業、業界団体、地元大学・高校・専門学校が行っている地域連携の具体例を紹介したい。

〔報告3〕 大矢奈美（青森公立大学）

地域における公共職業能力開発の役割についての一考察—地域経済活性化の視点から—

雇用不安が続く一方、企業内訓練をおこなう余力がない企業も少なくない。このような中、特に地方において、公共職業能力開発は求職者支援だけでなく、地域産業の基盤となる人材供給という面で期待も高いと考えられる。

地域経済を維持・発展させるためには人材の確保が不可欠だが、高付加価値を生み出す人材として、大卒以上の学歴を持つ研究者と、企業の中核となる技術者の二つが挙げられる。都道府県別に見た分析では、製造業出荷額と就業者に占める技術者の割合には正の相関があった。国勢調査によれば技術者の中心は高卒者である。各都道府県が実施している職業能力開発は主に高卒未就業者の就業支援と離転職者訓練、在職者訓練であることから、技術者の養成を通じて地域経済を維持・発展させる役割を担っていると言えるだろう。本報告では、主に国勢調査と各県が実施した事業所アンケートなどを用い、公共職業能力開発に対する地域経済のニーズについて考察したい。

幹事会・各種委員会・専門部会開催案内

会場：法経済学部東館

	10月8日(土)	10月9日(日)
	11:30～12:50	11:40～13:00
共通論題打ち合わせ		101 演習室(法経済学部東館 1F)
幹事会	101 演習室(法経済学部東館 1F)	
編集委員会	102 演習室(法経済学部東館 1F)	
春季大会企画委員会		102 演習室(法経済学部東館 1F)
秋季大会企画委員会	103 演習室(法経済学部東館 1F)	
広報委員会	104 演習室(法経済学部東館 1F)	
国際交流委員会	106 演習室(法経済学部東館 1F)	
査読委員・編集委員協議会		103 演習室(法経済学部東館 1F)
学会賞選考委員会		104 演習室(法経済学部東館 1F)
ジェンダー部会		106 演習室(法経済学部東館 1F)
労働史部会	107 演習室(法経済学部東館 1F)	
非定型労働部会		107 演習室(法経済学部東館 1F)
総合福祉部会	108 演習室(法経済学部東館 1F)	
労働組合部会		108 演習室(法経済学部東館 1F)
雇用・社会保障の連携部会	201 演習室(法経済学部東館 2F)	201 演習室(法経済学部東館 2F)
産業労働部会	地下演習室(法経済学部東館BF)	地下演習室(法経済学部東館BF)
日本・東アジア社会政策部会	会議室(法経済学部東館3F)	会議室(法経済学部東館3F)

※10月7日(金)15:00～17:00の幹事会は、法経済学部東館 1Fの 103 演習室で開催されます。

	10月8日(土)	10月9日(金)
大会受付	Bell lounge (吉田南総合館 1 F)	法経第十一教室 (法経済学部本館 1 F)
大会本部	同上	同上
出版社ブース	同上	同上
休憩コーナー	同上	同上

交通アクセス



■ JR／近鉄 京都駅から

市バス 206 系統「東山通 北大路バスターミナル」行に乗車。「京大正門前」下車（約 35 分）

市バス 17 系統「河原町通 錦林車庫」行に乗車。「百万遍」下車（約 35 分）

■ 阪急 河原町駅から：市バス停留所「四条河原町」にて乗車

市バス 201 系統「祇園 百万遍」行「京大正門前」下車（約 25 分）

市バス 31 系統「東山通 高野・岩倉」行「京大正門前」下車（約 25 分）

市バス 17 系統「河原町通 錦林車庫」行「百万遍」下車

市バス 3 系統「百万遍 北白川仕伏町」行「百万遍」下車

■ 地下鉄烏丸線 今出川駅から：市バス停留所「烏丸今出川」駅にて乗車

市バス 203 系統「銀閣寺道・錦林車庫」行「百万遍」下車（約 15 分）

市バス 201 系統「百万遍・祇園」行「京大正門前」下車（約 15 分）

■ 地下鉄東西線 東山駅から：市バス停留所「東山三条」駅にて乗車

市バス 206 系統、201 系統、31 系統にて、「京大正門前」下車（約 20 分）

■ 京阪 出町柳駅から

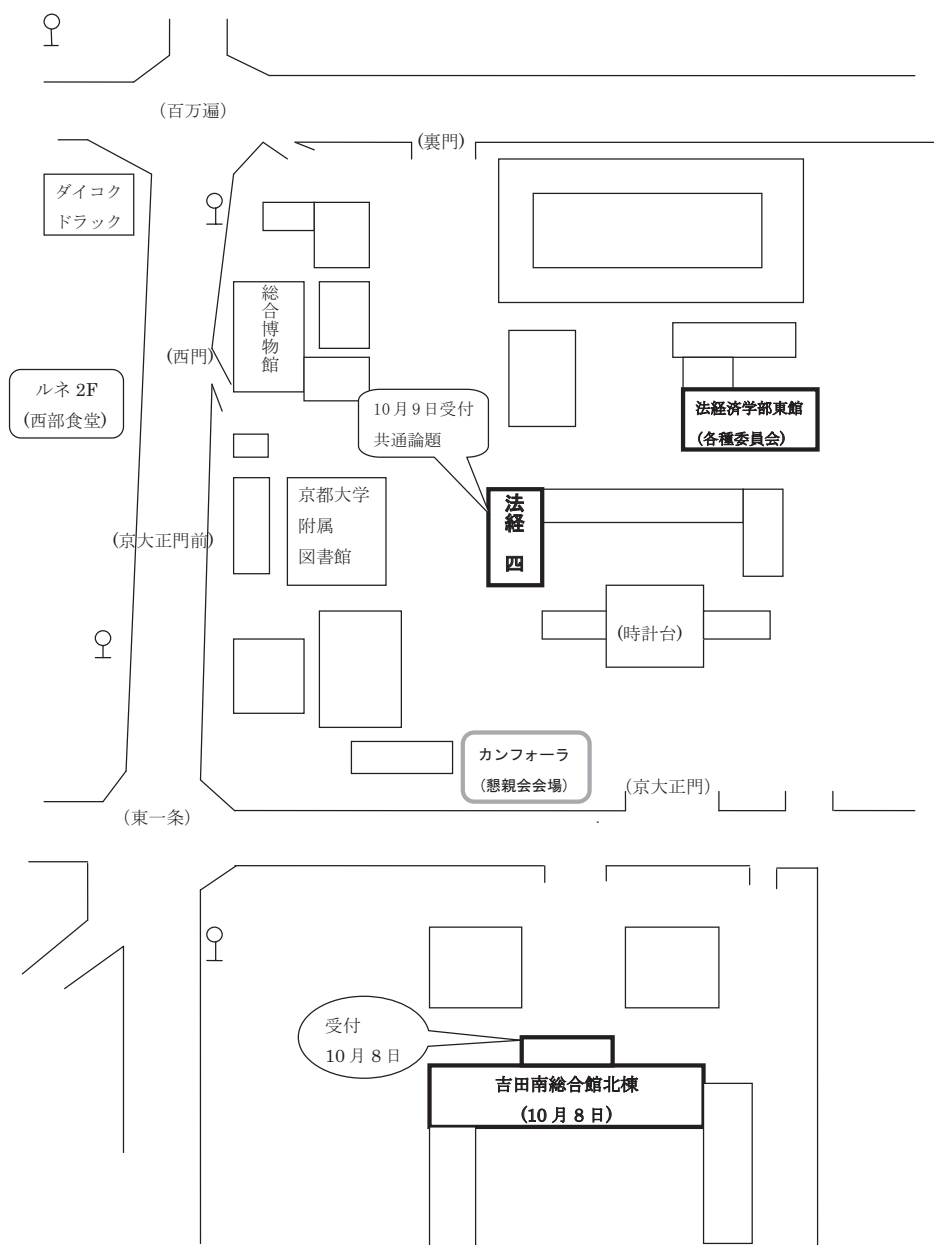
徒歩にて、約 20 分

市バス 201 系統「祇園 みぶ」に乗車。「京大正門前」下車（約 10 分）

宿泊の手配

社会政策学会ご参加のみなさまに、2011 年 10 月 7 日(金)～9 日(日)の 3 泊、JTB 西日本京都支店におきまして宿泊のご手配をさせていただきます。この時期の京都は混み合いますので、必要な方はお早めに社会政策学会ホームページ(URL: <http://www.soc.nii.ac.jp/sssp/>)よりご手配ください。

京都大学 構内図



◆ 託児施設

京都ホテルオークラ内の、ベビーシッター専門会社アルファコーポレーションが運営する「キッズスクウェア」を事前にご予約の上ご利用ください。

キッズスクウェア京都ホテルオークラ

京都府京都市中京区河原町御池 京都ホテルオークラ 6F

Tel: 075-212-2080 (前営業日 16 時までにご予約ください)

営業日: 土日祝はご予約のみの営業です。

ビジター利用料金(税別): 9 時～18 時: 2,500 円/H

7 時～9 時、18 時～22 時: 3,200 円/H

京都大学 南構内 南総合館

